

令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況

第1 商工労働部商工政策課

監査結果	講じた措置
<p>1 中小企業経営力強靭化推進事業 (中小企業経営力強靭化補助金)</p> <p>ア 補助対象事業費の見積り方法【意見】</p> <p>鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）によれば、一般競争入札を原則としながら、この例外として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）で定める場合に限り、指名競争入札や随意契約を認めている。</p> <p>また、随意契約を行う場合においては、金額等の基準を設け、例えば予定価格が20万円以上の場合にあっては複数の者から見積書を徴するなど、競争原理に基づいた厳格な財務執行の手続を定めている。</p> <p>これに対して、補助事業者が行う補助対象事業費の見積りについては、補助対象事業に対して鳥取県会計規則がそのまま適用されるものではないものの、この補助対象事業費を基に、補助金が算定され、多額の補助金が投入されることを考えると、競争原理に基づいた経済的かつ合理的な金額をもって補助金額を算出し、これをもって財務執行されるべきと考える。</p> <p>については、次のものについては、1者からしか見積りが徴されておらず、その理由も明確ではないところがあるので、競争原理に基づいた合理的な補助対象事業費を基に補助金を算出すべきであると思われる。</p> <p>なお、県は、令和5年3月10日付総務部財政課長通知（「補助金等交付事務の適正化について」）により、「補助事業者が行う補助対象事業について、県の会計規則等を参考に、競争原理が働く運用となるよう努める。」旨を発出していることから、今後、より適切な運用が期待できるところであるが、交付申請時の説明資料等にはっきりと明示し、審査の段階でも、確実にチェックをしていただきたい。</p> <p>① 株式会社A 自家発電設備工事 3,906,870円 ② 有限会社B 統合脅威管理装置 1,100,000円 ③ C株式会社 蓄電池システム、ネットワークセキュリティ 1,284,800円</p>	<p>意見のあった補助金は公募型としており、その公募要領では、交付申請時に見積書等の積算根拠のわかる書類の提出を求めていたものの、複数の相見積りの徴取及び提出を求めていなかった。</p> <p>公金を活用することを踏まえ、できるだけ経費を抑えるため、競争原理を働くさせる複数の見積りを徴取するよう、公募要領に記載するとともに、交付決定時に個別に指導していく。なお、商慣行や発注内容に特殊性がある場合等で複数見積りの徴取が困難であるときには、事業者側の視点も併せ持ながら、総合的な視点で合理性を確認していく。</p> <p>意見を受けて、補助金公募要領に取扱いを記載していくとともに、交付決定時に申請者へ適切に対応していくことを所属内で申し合わせた。公募要領については、令和6年度募集分から対応し、現在進めている交付決定分についても可能なものは事業者へ個別に伝えるようにしている。</p>
<p>(BCP（事業継続計画）継続改善スキル研修) イ 研修参加申込書への配慮不足【意見】</p> <p>県内中小企業による自然災害や新型感染症に対応したBCP（事業継続計画）の策定等が必要であることから、これに係る研修を実施している。</p> <p>当該研修の対象者は、広く中小事業者を対象として募りながらも、研修参加申込書の申請者の欄には</p>	<p>意見のあった参加申込書を兼用した研修の案内ちらしについては、受講対象者を「BCP策定済み企業の経営者、担当者」とし、個人事業者も対象としていたものの、当該ちらしの参加申込書の記入欄を「会社名」と記載し、配慮が不足していた。</p> <p>意見のあった研修の令和5年度実施にあたっては、個人事業者も対象であることを伝えるため、参</p>

令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>会社(法人)用の申請者欄のみ刷成されており、参加者名簿を見ると、個人の事業者からの参加申込みはない。</p> <p>BCP問題は法人に限らず、広く事業者に関わる喫緊の課題と思われることから、個人事業者も参加しやすくするために、様式の改善が必要ではないかと思われる。県民目線でのきめ細かな配慮をお願いしたい。</p>	<p>加申込書の申込者記入欄を「会社名」ではなく「事業者名」に改めており、引き続き配慮していく。</p> <p>なお、BCPに係る過年度分の研修では、案内ちらしの申込者記入欄を「会社名」と記載していたものの、個人事業者に参加していただいた実例もあるため、申込様式によらずとも対象者を分かりやすく伝えていくこととする。</p> <p>令和6年1月26日に開催した令和5年度分研修の案内にあたっては、意見のとおり様式を改善した。</p>
<p>(経営力強化セミナー)</p> <p>ウ 収入印紙の貼付漏れ【指摘】</p> <p>契約書への収入印紙の貼付については、契約事務処理要領(平成30年11月1日付鳥取県会計管理者通知。以下「処理要領」という。)によると、「契約書等(請負契約書等の印紙税法別表第一の課税物件の欄に掲げる文書)のうち、県が保管する契約書等(変更契約書を含む。)は相手方が作成したものとして収入印紙の貼付及び消印が必要である。契約の相手方に契約書締結の文書を送付する際には、収入印紙の貼付等について併せて付記し、相手方から契約書等を受理する際には、課税額に見合った収入印紙の貼付及び消印について確認すること。」と定められている。</p> <p>処理要領に基づき、県が委託契約を行い、県が保管している契約書については、その大部分について、印紙の貼付及び消印が適切に行われていたが、「請書」となっているものや原契約書を変更する「変更契約書」に印紙の貼付漏れが見受けられた。</p> <p>具体的には、令和4年9月1日に、株式会社Dから県あて提出された次の請書(契約書)には収入印紙の貼付がないが、契約書とは、「文書の名称のいかんにかかわらず、契約当事者間において契約の成立、更新、内容の変更や補充の事実を証明する目的で作成される文書をいう。」とされており、課税文書になると思われる。</p> <p>後述でも、「収入印紙の貼付漏れ」の指摘をさせていただいているが、他の事業についても収入印紙の貼付及び消印について、点検する必要があると考える。</p> <p>なお、点検後の収入印紙の貼付漏れ等については、税務署に相談の上、対処する必要がある。</p>	<p>指摘のあった請書では、相手方と550,000円(税込)の契約を締結したが、相手方に印紙貼付の要否について確認せず、印紙未貼付の請書を受理した。</p> <p>契約の相手方は、このたびの包括外部監査の指摘を踏まえて、所管税務署に請書(写し)を持参して確認したところ、当該契約は課税文書にあたる請負契約ではなく、非課税文書にあたる準委任契約と判断されると回答を受けたとの報告を受けた。</p> <p>については、印紙税法上の問題が確認できなかつたことから印紙の貼付は求めていない。</p> <p>所属職員に、印紙税法及び収入印紙の貼付に係る「契約事務処理要領」の取扱いを周知・徹底した。</p> <p>なお、印紙の貼付の要否については、多様なケースがあり個別に一件ずつを税務署に確認する前に、府内で対応方法を相談できる窓口があるので、より再発防止につながっていくと考える。</p> <p>【参考／収入印紙の貼付に係る「契約事務処理要領」の記載内容】</p> <p>契約の相手方に契約書締結の文書を送付する際には、収入印紙の貼付等について併せて付記し、相手方から契約書等を受理する際には、課税額に見合った収入印紙の貼付及び消印について確認すること。(印紙税の詳細は最寄りの税務署に確認すること。)</p>
<p>2 コロナ克服「攻めの感染対策」支援事業 (ビヨンドコロナ型ビジネスモデル実装推進補助金)</p> <p>ア 予算執行がない事業計画【意見】</p>	<p>本事業は、令和4年度当初予算(令和5年度債務負担)であり、事業の企画検討にあたっては、コロナ後の経済・産業再生に向けて、ニーズ等も確認しながら事業化を行った。</p>

令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>コロナ後を見据えた新規性の高い事業の仕組みづくりを支援するとして、複数の事業者や団体等を含む事業者のコンソーシアム（共同事業体）の代表事業者を支援するとして事業を計画されたが、相談程度はあったものの、具体的な取組には至らず、予算の執行はできなかった。</p> <p>新型コロナウイルス感染症が拡大していた時期でもあり、現状を維持することが最も優先される時期であったと推察されるが、事業者ニーズを捉えた、実効性ある事業計画の策定が望まれる。</p>	<p>補助金の公募後は、事業検討時に想定していた案件（2件）のほか、来庁・電話による問合せや相談（3件）があったことから事業の活用を促し、うち1件から申請書が提出された。しかし、審査手続中に申請を辞退され、交付決定には至らなかった。（募集期間をその後1か月延長した。）</p> <p>令和4年度当初予算検討時期においては、その後のコロナ影響の長期化や物価高騰、円安などの状況を見込むことは困難であった。また、そのような経済環境下においては、コンソーシアムの構築・運営の難易度が高く、新たな事業の実施よりも現状維持に注力しようとした事業者の経営判断等もあったものと考えている。</p> <p>事業化の企画にあたっては、政策目的を踏まえながら、事業者ニーズ等を捉えた実効性のある事業を構築していく。</p> <p>なお、本事業開始後の社会経済環境の変化を踏まえて、令和4年5月に総合経済対策を講じるとともに、その後も事業者支援事業を創設して、事業者ニーズを踏まえた施策を展開した。</p>
<p>3 SDGs循環経済モデル創出事業 (SDGs循環経済モデル創出事業)</p> <p>ア 補助対象事業費の見積り方法【意見】</p> <p>前述（第3章第1－1－（4）－ア）と同様に、次の補助対象事業費については、1者からしか見積りが徴されていない。</p> <p>また、見積りを取った業者とは別な業者に発注し、割高になっているにも関わらず、これに係る特段の指摘もない。</p> <p>については、補助対象事業費自体が、補助金の算定金額の基となっていることを鑑みると、競争原理に基づいた経済的かつ合理的な金額をもって補助金を算出し、財務執行されるべきであり、鳥取県の会計規則等に準じた複数見積り等の指導を徹底すべきである。</p> <p>① E株式会社</p> <p>堆肥製造装置（充填装置を含む）1基当たり2,200,000円の見積りを取りながら、実際には、見積りをした社を除く計5社から部分購入し、見積りを上回る計2,530,220円の実績となっている。</p> <p>また、この外に、肥料袋製作費880,000円も1者見積りとなっている。</p> <p>② 株式会社F（真空袋製作費110,000円、真空包装機924,000円、おから充填装置1,980,000円）</p>	<p>交付決定後、事業者が事業実施にあたり、予定していた取得物件について、納期の問題から交付申請時に見積りを徴取した内容では対応ができなかつたことから、取得方法を変更（分割発注）したことにより、当該物件の取得金額が増嵩した。</p> <p>なお、納期の制約により変更となったことのほかは、事業費総額は交付決定時の計画よりも低額に抑えていることから、不適切とまでは言えないと判断したものである。</p> <p>公金を活用することを踏まえ、できるだけ経費を抑えるため、競争原理を働かせるよう複数見積りの徴取について、事業実施の手引き等に記載するなどして事業者を指導していく。なお、商慣行や発注内容に特殊性がある場合等で複数見積りの徴取が困難であるときには、事業者側の視点も併せ持ちながら、総合的な視点で合理性を確認していく。</p> <p>本件のように、事業実施段階での状況変化によって、発注先の変更や金額の変更などについては、事業活動・経済情勢上やむを得ないものもあると思われ、補助金の重要な変更にあたらない場合には、補助事業者の事務負担にならないよう考慮していくたい。</p> <p>意見を受けて、事業実施の手引きに取扱いを記載していくとともに、交付決定時に申請者へ適切に対応していくことを所属内で申し合わせた。</p>

令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>4 【SDGs企業認証】経営伴走サポート事業 （【SDGs企業認証】経営伴走サポート事業）</p> <p>ア 専門家の伴走支援等による取組の促進【意見】</p> <p>当事業は、鳥取県の「SDGs企業認証制度」の発足を受けて、この推進と取組を希望する企業への支援を目的に事業者への伴走支援等として予算化されたものであるが、執行額は、258千円（当初予算額の4.6%）に留まっている。</p> <p>その内訳を見ると、サポート窓口運営事業費として事業委託費が約8万円、PR費用としてロゴ、ステッカー製作費が約10万円、及び認証審査会等運営費が約8万円となっており、同制度の利用促進に向けたセミナーなど促進は行われているが、認定事業者やその支援事業者を支援するとしていた専門家の伴走支援は十分に活用が進んでおらず、また、認証事業者等とこれに関心のある県内外企業とマッチングし、商品開発や販路開拓を推進するとしていたマッチング支援事業も実現に至っていない。</p> <p>鳥取県は、2030年に向けてSDGs目標を達成するとして、行政や県民だけでなく、企業においても率先して社会や環境を維持可能なものとしていくための経営が重要としてこれを推進するとしているが、SDGsという壮大なテーマへの理解の難しさや自社の事業にマッチした目標の設定、更には、その推進の難しさが察せられるところであり、専門家の伴走支援等も含めた積極的な取組が期待される。</p>	<p>事業の執行額については、セミナーや相談会の実施、ビジネスマッチングの仕組みづくりにおいて、関係機関から協力が得られて講師料やシステム構築について、県の費用負担なく実施できたことなどにより、予算の節減につながった。</p> <p>専門家の伴走支援については、令和4年4月からのとっとりSDGs企業認証制度の本格運用に先駆け、令和3年度中に実施したパイロット事業により事業者の取組に対して、専門家による伴走支援を行ったこともあり、利用が少なかった。</p> <p>マッチングの成果については、認証企業の情報をマッチングサイトに登録してPRに努めたが、令和4年度中の具体的な成約等には至らなかった。</p> <p>専門家による伴走支援については、これまでとっとりSDGs企業認証制度の認証事業者と認証支援事業者の利用に限定していたが、令和5年度からはSDGs企業認証の取得を目指す県内中小企業も加えるなど、支援対象者を拡大した。</p> <p>マッチングについては、SDGsの取組を開始すればすぐに新たな取引関係が構築できるものではないことから、制度や認証取得企業の取組の周知を継続して行っていく。</p> <p>また、社会課題解決に向けた取組をビジネスチャンスとして捉えていくことができるよう、意識転換を図るセミナーの開催やマッチング機会の創出、社会課題解決型ビジネスに知見のある専門家による支援などを進めながら、県内企業の取組を積極的に後押していく。</p>
<p>5 【SDGs企業認証】企業版ふるさと納税タイプアップ事業 （企業版ふるさと納税タイプアップ事業）</p> <p>ア 補助対象事業費の見積り方法【意見】</p> <p>前述（第3章第1-1-（4）-ア）と同様に、次の補助対象事業費については、1者からしか見積りが徴されていない。</p> <p>については、補助対象事業費自体が、補助金の算定期額の基となっていることを鑑みると、競争原理に基づいた経済的かつ合理的な金額をもって、補助金額を算出し、これにより財務執行されるよう、県の会計規則等に準じた複数見積り等の指導を徹底すべきであると思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社G（発注先H株式会社）446,050円 	<p>意見のあった補助金は公募型としており、その公募要領では、交付申請時に見積書等の積算根拠のわかる書類の提出を求めていたものの、複数の相見積りの徴取及び提出を求めていなかった。</p> <p>なお、意見のあった補助対象事業については、補助事業者の既存設備の改修となることから、他に発注することが合理的ではない状況であったことを確認している。</p> <p>公金を活用することを踏まえ、できるだけ経費を抑えるため、競争原理を働かせるよう複数見積りの徴取について、事業実施の手引き等に記載するなどして事業者を指導していく。なお、商慣行や発注内容に特殊性がある場合等で複数見積りの徴取が困難であるときには、事業者側の視点も併せ持ちながら、総合的な視点で合理性を確認していく。</p> <p>意見を受けて、補助金公募要領に取扱いを記載していくとともに、交付決定時に申請者へ適切に対応していくことを所属内で申し合わせた。</p>

令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況

第2 商工労働部立地戦略課／企業支援課

監査結果	講じた措置
<p>1 鳥取県産業成長応援補助金 (小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ)</p> <p>ア 概算払額の算出基準の策定【意見】</p> <p>当該事業は、間接補助事業であり、交付決定を受けた間接補助事業者は、間接補助事業を実施する県内の商工団体から支払を受けるが、県は、この補助金の原資として、商工団体へ補助金を交付している。</p> <p>また、県は、間接補助事業者へ早期に支払ができるよう、事前に間接補助事業を実施する商工団体へ概算払を行っており、その概算払の額は、県担当課が、例年の要求額を参考に商工団体に増減の見込みを照会したところで決定しているが、商工団体からの連絡を受けた金額(執行見込み額)をそのまま決定している実態にある。</p> <p>今回、事業の実施状況等を確認するため、二つの商工団体に臨場したが、そのうちの一つの商工団体では、所要資金に余裕を持たせるため補助事業の終了予定のもの(執行見込み額)に補助事業1件分加えて金額を要求しており、また、これまで四半期毎に所要額を伝えていたところ、事務軽減を図るため半期毎に要望しているなど、それぞれ商工団体の基準をもって算出した所要額を執行見込み額として伝えている現状にあった。これにより、一つの商工団体では、令和2年度補助金に係る事業2年目(令和3年度)の概算払を受けた金額を令和3年度末に精算し、令和4年度期首に、24,208千円(概算払額の29.5%)を県あて返納しており、もう一方の商工団体での同返納額は28,685千円(概算払額の25.3%)となっている。</p> <p>これについて、県担当課からは、例年の概算払額を踏まえながら概算払額を決定しているが、複数の事業者の事業完了見込みを想定したものであることから、見込みどおりに終わらないことも多く返納が生じたものであり、事業者への資金が供給できなくなる事態を避けるためには必要であるとの説明があった。</p> <p>については、間接補助事業者である小規模事業者への早期支払いに意を注ぐことは必要であるものの、一方で県会計規則には、概算払を行う場合は、その適否を調査の上、支払をしなければならない、また、その額は3月分の予定額を超過してはならないとあることなどから、会計規則に従った一定の算出基準を設けるなど、不測の事態が生じないよう、より厳正な取扱いが必要であると思われる。</p>	<p>鳥取県産業成長応援補助金(小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ)は事前に間接補助事業を実施する商工団体へ執行見込み額を照会し、これに基づいた予算を配分し、概算払を行っている。</p> <p>概算払の額の決定は、一定の算出基準を設けるなど検討していく。</p> <p>なお、後継制度の産業未来共創補助金については、これに準じて同様に検討する。</p> <p>また、各商工団体については、概算払いが過大、過少とならないよう、年度当初に事前に調整を図った上で予算執行を行う。</p> <p>算出基準の検討を行い、統一されたルールにより概算払の額を算出し執行する。</p> <p>後継となる産業未来共創補助金については、年度当初の執行見込み照会時の際、年度末に多大な過不足が生じないよう各商工団体に確認し、調整を行う。(令和6年4月)</p> <p>商工団体とは事業説明会の機会(令和6年4月開催)において情報共有し、今後の取扱いを周知徹底していく。</p>

令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>(小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ)</p> <p>イ 補助対象事業費に係る消費税の取扱い【指摘】</p> <p>小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ交付要綱の第3条(補助金の交付)には、「補助金の額は、補助対象事業費の額に補助率を乗じて得た額以下とし、この場合においては、仕入控除税額(消費税法に係る消費税額として控除できる部分の金額と、これに係る地方消費税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額(以下、「仕入控除税額」という。)を除く」としている。よって、消費税法による仕入控除税額がない「免税事業者」及び「簡易課税事業者」の場合は、補助対象経費にはこれに係る消費税も補助対象に含まれると考えられる。</p> <p>しかしながら、これに係る県が示す「Q&A」には、「消費税は補助対象経費の対象とならない」と明記していることから、全ての事業者において一律、補助対象経費からこれに係る消費税額を差し引いて補助金が算出されている。</p> <p>については、小規模事業者を支援する同補助金の趣旨からも、免税事業者や簡易課税事業者の補助対象事業費には、交付要綱どおり、消費税相当額を含めるべきと考えられる。特に、令和5年10月1日からはインボイス制度が導入されたところであり、新たに免税事業者から課税事業者を選択、その多くが簡易課税制度を選択されるものと思われることから、交付要綱と「Q&A」との整合性を図り、補助金の適正な執行を行すべきである。</p> <p>なお、商工会等や市町村の職員が交付申請書の記載方法について、相談を受けた場合も県と同様の取扱いを行っており、是正の指導を行うべきである。</p> <p>これに対して、県担当課からは、「仕入税額控除分を交付した場合の事業者の補助金返戻に要する事務手続の負担も考慮し、免税事業者も課税事業者と同様に消費税を交付対象外とした運用をしてきたものであり、県の統一的な基準に基づく取扱いである。」との説明があつたが、交付要綱に従い、免税事業者や簡易課税事業者を除く一般課税事業者は、「仕入税額控除」があることから、補助対象事業費には消費税を含まず、一方で免税事業者や簡易課税事業者は、「仕入税額控除」がないことから、補助対象事業費には、消費税を含めるべきと考える。</p> <p>また、県の他部署では、同様な補助金交付要綱の規定があるものの、その趣旨に沿って、免税事業者や簡易課税事業者の補助対象事業費については、これに係る消費税額を含むとしているところもある</p>	<p>鳥取県産業成長応援補助金(小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ)の補助対象事業者については、非課税事業者の場合は、消費税及び地方消費税を補助対象経費に含むことができるが、Q&Aにより、一律で消費税及び地方消費税は補助対象外となる旨掲載していた。</p> <p>補助事業のQ&Aを確認したところ、Q&Aの記載は誤りであると判明した。</p> <p>これにより、令和4年度の申請者を総点検したところ、非課税事業者からの申請はなく、これが原因で不利益となった事業者は見られなかったところである。</p> <p>後継となる産業未来共創補助金においてもQ&Aをあらためて点検するとともに、補助金交付規則を所管する部局とも調整し、全庁的な統一を図りながらQ&Aの記載の誤りがないよう是正することとし、適切な対応を行っていくことを所属内で申し合わせた。</p>

令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>ことから、補助事業費の消費税の取扱いを整理される必要があると考える。</p> <p>「補助金返戻に要する事務手続の負担軽減」よりも、小規模事業者の支援に目を向けるべきと思われるところから、申請時において、一般課税事業者か否かの判定を適切に行うべきではないかと思う。</p> <p>(小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ)</p> <p>ウ 補助対象事業費の見積り方法【意見】</p> <p>前述（第3章第1－1－(4)－ア）と同様に、補助対象事業費については、1者からしか見積りが徴されていない。</p> <p>については、補助対象事業費自体が、補助金の算定金額の基となっていることを鑑みると、競争原理に基づいた経済的かつ合理的な金額に対し、補助金として財務執行されるよう、県の会計規則等に準じた複数見積り等の指導を徹底すべきである。</p> <p>なお、臨場した「鳥取県商工会連合会」では、補助事業における発注先の選定に当たっては原則2者から見積りをとるよう手引きで説明し、困難な場合は実績報告時に理由書を提出するとしており、「鳥取商工会議所」では、対象費用が目的に沿つたものであるか否かの観点から、見積りの適否を含めて、交付額確定の検査時において検査担当者の判断に委ねるとしているが、いずれの団体とも、複数見積りができなかった理由書の添付はなく、検査書類上にも何ら特記事項の記載もないことから（鳥取県商工会連合会は「検査時チェックリスト」により審査しているが、審査項目には盛り込まれていない。）、補助事業者から提出された実績報告書を追認するにとどまり、補助対象事業費の金額が、経済的かつ合理的な金額であるか否かの判断が、不足しているものと思われる。</p> <p>これについては、必ずしも不適切であると言いかれるものではないと思われるが、この補助対象事業費を基に、補助金が算定されていることから、競争原理に基づいた経済的かつ合理的な金額を基に算出されるべきと考える。今後、より適切な運用となるよう、交付申請時の説明資料等にはっきりと明示するとともに、審査の段階でも、確実にチェックするよう指導をすべきである。</p>	<p>鳥取県産業成長応援補助金（小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ）について、商工団体が事業者に対して補助金を交付する際に、商工団体において複数者の見積りを確認しないまま交付決定及び額の確定を行っていた事例があった。</p> <p>後継制度の産業未来共創補助金において、事業者及び、間接補助事業者（商工団体）へ県の会計規則等に準じた複数見積り等の指導を徹底していく。</p> <p>また、後継となる産業未来共創事業については、補助金交付要綱等、マニュアルを再度点検し、不備がある場合は是正する。</p> <p>今後、後継となる産業未来共創補助金の交付決定時に申請者へ適切に対応していくことを所属内で申し合わせ、すでに事業認定したものについても事業完了までに複数見積りを備えるよう指導していく。</p> <p>また補助金交付要綱、要領及び、間接補助事業者（商工団体）へ示している補助金交付要領のひな型（県が提示するもの）の記載について再度点検を行った上で、改正を行う。</p> <p>また、再度4月の事業説明会において、商工団体や関係者等へ周知を図る。</p>
<p>(小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ)</p> <p>エ 補助金交付時の検査における証拠書類の保全【意見】</p> <p>補助金の交付決定に当たっては、事業者から提出された補助事業の実績報告書に基づき事前検査が</p>	<p>鳥取県産業成長応援補助金（小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ）について、間接補助者である商工団体が保存している補助事業者の実績報告書に添付されるべき証拠書類等の写しなどが整備されていなかった。</p> <p>補助事業では、会計に関する書類は間接補助事</p>

令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>行われており、今回臨場した二つの商工団体とも複数人で臨場し、関係書類及び成果物を検査するとしているが、事業者から提出される実績報告書には、証拠書類等の写しなどは一切添付されておらず、これに係る検査担当者の復命書にも、書面を検査したものとして、例えば「補助金事業取得物件等の見積り、発注、納品、請求、領収書等」と記載しているのみであり、証拠書類等の写しなどは一切添付されていない。</p> <p>については、証拠書類の保全が不十分と思われるところから、適正に補助事業を執行する観点から、適切な事務処理体制の構築を指導する必要があると思われる。</p> <p>また、県が事後監査する場合にも、これら証拠書類を確認するなど適切な対応が必要と考える。</p>	<p>業者において適正に保管するよう義務付けられているため、今後間接補助を行う商工団体に一定の証拠書類保管を徹底するよう指導する。</p> <p>また、後継制度の産業未来共創補助金においても同様とする。</p> <p>後継制度の産業未来共創補助金について、産業未来共創間接補助金〈新たな企業価値創造型／生産性向上・新技術導入推進型〉補助事業実施の手引きに取扱いを明記するとともに、交付決定時に事業者へ適切に対応していくことを所属内及び間接補助者である商工団体と申し合わせた。</p> <p>また、年度初めに行う県の実施検査の場において、各商工団体の証拠書類の整備状況を確認して、不備があれば指導を徹底する。</p>
<p>(小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ)</p> <p>才 個別の間接補助事業の執行状況</p> <p>① 補助事業の内容変更に伴い事業効率が低下しているもの</p> <p>◇ 株式会社I（海外展開支援）【意見】</p> <p>鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「補助金等交付規則」という。）及び交付要綱並びにこれに係る手引き等（以下「補助金等交付規則等」という。）では、交付決定に係る補助事業等の内容等を変更しようとする場合には、あらかじめ補助事業者（商工団体）の承認を受けなければならないとある。</p> <p>その承認を要するものの一つとして「事業目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらす恐れがある変更」があるが、これに係る事前承認の手続が行われていないことから、交付決定後の変更に対して、補助金の打ち切り等の判断が行われないまま、実績に基づき補助金の交付が行われている。間接補助事業を実施している商工団体からは、実績報告に基づく検査でその適否を検討しているとの説明はあったが、当初の事業計画から大きくその内容を変更する場合にあっては、補助金の効果的な執行を行う観点から、事前に変更承認をさせ、その執行の是非を見極めることが望まれると思われる。仮に、最終検査において、既に遂行した部分を容認せざるを得ないとするならば、補助金の適正かつ円滑な執行を阻害することにも成りかねないと思料される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付決定額 補助対象事業費 4,234,000円 補助金額2,000,000円 ・ 実績（実行率9.5%）〃 403,700円 	<p>事業では、海外への商圈拡大に挑戦する計画であったが、事業期間の24か月（令和2年9月～）は、ほぼコロナの影響で渡航できなかつたことが影響して、事業計画の一部しか事業実施ができなかつた。</p> <p>本件に類似するような、（大幅な減額を伴う）事業変更については、従来から「重大な計画の変更」に該当しないものとして変更承認を必要としていなかつた。</p> <p>減額を伴い、当初の事業計画と大きく異なる場合には「知事の承認が必要な重大な計画変更」として扱い、今後は適切に運用していくことを所属内で申し合わせた。</p> <p>なお、後継制度の産業未来共創補助金においても同様に取り扱うこととする。</p> <p>補助金交付要綱等を再度点検し、改正を行うとともに、令和6年4月の事業説明会において、商工団体や関係者等へ周知を図る。</p>

令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>〃 201,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> 理由等:コロナの影響で海外に向けての事業が行えなかった。 <p>◇ J 株式会社（新商品の増産化等）【意見】</p> <p>上記と同様に、事前承認の手続は行われていないところであるが、補助金の効果的な執行を行う観点からは、事前に変更承認をさせ、その執行の是非を見極めることが望まれると思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 交付決定額 補助対象事業費 7,359,000円 補助金額3,679,000円 実績（実行率39.2%） 〃 2,881,672円 <p>〃 1,440,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> 理由等：設備等の計画変更 	<p>農業加工で生産性の向上を目的とした取組を行う事業者が事業計画を途中で大幅に変更し、補助対象経費も大幅に減額された。</p> <p>原因としては、購入を予定していたものが見積額よりも安い額で購入ができたことが大きい。</p> <p>また、本件に類似するような、（大幅な減額を伴う）事業変更については、従来から「重大な計画の変更」に該当しないものとして変更承認を必要としていなかった。</p> <p>事業費の減額を伴い、当初の事業計画と大きく異なる場合、また大幅に購入物を変更する場合には「知事の承認が必要な重大な計画変更」として扱い、今後は適切に運用していくことを所属内で申し合わせた。</p> <p>なお、後継制度の産業未来共創補助金においても同様に取り扱うこととする。</p> <p>補助金交付要綱等を再度点検し、改正を行うとともに、令和6年4月の事業説明会において、商工団体や関係者等へ周知を図る。</p>
<p>◇ 株式会社K（ネットショップの開設）【意見】</p> <p>上記と同様に、事前承認の手続は行われていないところであるが、補助金の効果的な執行を行う観点からは、事前に変更承認をさせ、その執行の是非を見極めることが望まれると思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 交付決定額 補助対象事業費 3,444,000円 補助金額1,722,000円 実績（実行率21.6%） 〃 744,000円 <p>〃 372,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> 理由等：担当者退職により計画変更 	<p>ネットショップの開設を目的としていた事業者が、職員の退職などの影響もあり、事業計画を途中で大幅に変更し、補助対象経費も大幅に減額された。</p> <p>また、本件に類似するような、（大幅な減額を伴う）事業変更については、従来から「重大な計画の変更」に該当しないものとして変更承認を必要としていなかった。</p> <p>減額を伴い、当初の事業計画と大きく異なる場合には「知事の承認が必要な重大な計画変更」として扱い、今後は適切に運用していくことを所属内で申し合わせた。</p> <p>なお、後継制度の産業未来共創補助金においても同様に取り扱うこととする。</p> <p>補助金交付要綱等を再度点検し、改正を行うとともに、令和6年4月の事業説明会において、商工団体や関係者等へ周知を図る。</p>
<p>◇ 株式会社L（新たなビジネスの商品化）【意見】</p> <p>上記と同様に、事前承認の手続は行われていないところであるが、補助金の効果的な執行を行う観点からは、事前に変更承認をさせ、その執行の是非を見極めることが望まれると思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 交付決定額 補助対象事業費 4,000,000円 補助金額2,000,000円 実績（実行率35.4%） 〃 1,414,610円 	<p>水産物増殖のためのブロックの商品開発を行う事業者が、当初計画で想定していた加工先、運搬方法、実証実験の場所等を変更せざるを得なかつたため、事業を縮小し、補助対象経費も大幅に減額された。</p> <p>また、本件に類似するような、（大幅な減額を伴う）事業変更については、従来から「重大な計画の変更」に該当しないものとして変更承認を必要とし</p>

令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>〃 707,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理由等：試験実績不調による計画変更 	<p>ていなかった。</p> <p>減額を伴い、当初の事業計画と大きく異なる場合には「知事の承認が必要な重大な計画変更」として扱い、今後は適切に運用していくことを所属内で申し合わせた。</p> <p>なお、後継制度の産業未来共創補助金においても同様に取り扱うこととする。</p> <p>補助金交付要綱等を再度点検し、改正を行うとともに、令和6年4月の事業説明会において、商工団体や関係者等へ周知を図る。</p>
<p>② 補助事業中止（変更）の承認漏れ【指摘】</p> <p>◇ M株式会社（新分野進出）</p> <p>「補助金等交付規則等」では、交付決定に係る補助事業等の内容等を中止、廃止しようとする場合には、あらかじめ補助事業者（商工団体）の承認を受けなければならないとあり、間接補助事業の中止の承認申請があった場合は、補助金を交付しない旨の通知（債務負担行為の解消）を行うとされている。</p> <p>しかしながら、手続が煩雑になるとの理由等から、実績報告書に基づき補助金額0円（通称「0決定」）の部内処理で済ませており、合規性の観点からも問題である。</p> <p>また、当該事案では、当初導入予定の装置から別の装置に変更したとして、これに係る費用を自己資金で対応させているが、仮に、補助事業とすべきものであるならば、変更申請により補助対象事業費とすることも可能であったのではないかと思われる。</p> <p>なお、補助事業者との間で十分なコミュニケーションが不足していたのではないかとも思われるところから、事業者への適切な事業支援と指導の充実に努める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付決定額 補助対象事業費 4,870,000円 補助金額2,000,000円 ・ 実績（実行率 0%） 〃 0円 〃 0円 ・ 理由等：計画変更による補助事業の中止 	<p>海産物の加工に進出するという計画を作成した事業者が、事業計画途中に加工場所の許認可に係る法改正により、当初必要とされていた製造工場の改築が不要になったこと、また、本事業者は別の購入予定設備（低温循環型冷水装置）については購入物を変更したことなどから事業計画を途中で大幅に変更し、補助対象経費も大幅に減額された。</p> <p>最終的に当初の計画と比較して補助対象経費としてみなされるものがなく、確定額は0円となつた。</p> <p>また、本件に類似するような、（大幅な減額を伴う）事業変更については、従来から「重大な計画の変更」に該当しないものとして変更承認を必要としていなかった。</p> <p>減額を伴い、当初の事業計画と大きく異なる場合には「知事の承認が必要な重大な計画変更」として扱い、今後は適切に運用していくことを所属内で申し合わせた。</p> <p>なお、後継制度の産業未来共創補助金においても同様に取り扱うこととする。</p>
<p>◇ 有限会社N（新たな事業の導入）【指摘】</p> <p>上記と同様に、補助事業が中止されたものであり、本来であれば規定に基づき、間接補助事業の中止の承認申請を行わせ、補助金を交付しない旨の通知（債務負担行為の解消）を行うべきであり、合規性の観点から問題である。</p> <p>また、このケースにおいては当初導入予定の装置から別の装置に変更したとして、これに係る費用を自己資金で対応させているが、仮に、補助事業とすべきものであるならば、変更申請により補助対象事業費とすることも可能であったはずであり、補助事</p>	<p>車のカスタムパーツを取り扱うという計画を作成した事業者が、事業計画を途中で大幅に変更し、補助対象経費も大幅に減額された。</p> <p>最終的に当初の計画と比較して補助対象経費としてみなされるものがなく、確定額は0円となつた。</p> <p>なお、本事案については、事業途中で代表者が急逝、交代したことで事業計画を見直すこととなったことが変更の理由である。また、最終的に掛かった経費が本補助金の補助対象経費に該当しないということについては、間接補助事業者と事業者との間</p>

令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>業者との間で十分なコミュニケーションを図りながら事業支援と指導を行うべきであったと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付決定額 補助対象経費 4,908,000円 補助金額2,000,000円 ・ 実績（実行率 0%）〃 0円 〃 0円 ・ 理由等：計画変更による補助事業の中止 	<p>で合意を得て、やむを得ず手続き（ゼロ精算）を行ったものである。</p> <p>また、本件に類似するような、（大幅な減額を伴う）事業変更については、従来から「重大な計画の変更」に該当しないものとして変更承認を必要としていなかった。</p> <p>減額を伴い、当初の事業計画と大きく異なる場合には「知事の承認が必要な重大な計画変更」として扱い、今後は適切に運用していくことを所属内で申し合わせた。</p> <p>なお、後継制度の産業未来共創補助金においても同様に取り扱うこととする。</p> <p>補助金交付要綱等を再度点検し、改正を行うとともに、令和6年4月の事業説明会において、商工団体や関係者等へ周知を図る。</p>
<p>③ 補助金の算定【意見】</p> <p>◇ ○株式会社</p> <p>補助対象事業費の額の算定において、設備導入費3,560千円から、中古機械の下取価格（480千円）を差し引いた3,080千円を基に、補助率1／2として1,540千円の交付決定を行っているが、交付要綱によれば、下取り機械を差引くようにはなっておらず、適正な下取り価格であるとすれば、設備導入費3,560千円を基に、1,780千円（240千円増額）とすべきである。</p> <p>県担当課からは、「交付要綱では500万円以下、補助率1／2」であることから、設備導入費と相殺される下取額分を減額して、補助対象経費を算定したとしても、不適正でない。」との説明があったが、仮に、そのように実施するのであれば、申請者によって不公平な取扱いとならないように、交付要綱に明記すべきである。</p>	<p>補助事業において、間接補助事業者（商工団体）が、購入した車両（バックホー）の補助対象経費の算出にあたって、購入物の代金から下取り価格を減額した。</p> <p>従来より、マニュアル等に明記されたものはないが、下取り価格は相殺し、実際に支払いのあった経費を補助対象経費としている。</p> <p>備品購入を補助対象経費とする際に、それまで使用していた従来品を処分して得た額を差し引くなど、現に支払いのない部分に公金を補助しないこととすることは運用上適当と考えられることから、今後も同様の取扱いを行っていく。</p> <p>なお、下取り価格の相殺等について明確な規定がないため、後継制度の産業未来共創補助金において定める産業未来共創間接補助金〈新たな企業価値創造型／生産性向上・新技術導入推進型〉補助事業実施の手引きに明記して周知を図る。</p> <p>産業未来共創事業のご案内〈新たな企業価値創造型／生産性向上・新技術導入推進型〉を改正するとともに、年度初めの補助金の監査の場などにおいて周知を図る。</p> <p>産業未来共創間接補助金〈新たな企業価値創造型／生産性向上・新技術導入推進型〉補助事業実施の手引きに明確に記載する。</p> <p>また、年度当初の事業説明会において間接補助事業者（商工団体）への周知を図る。</p>
<p>《成長・挑戦ステージ》</p> <p>力 個別の補助事業の執行状況</p> <p>① 補助事業の内容変更に伴い事業効率が低下しているもの</p> <p>◇ 株式会社P【指摘】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業期間：令和元年10月31日～令和4年12月26 	<p>事業では、ドライアイスの不足やドライアイスが排出するCO₂の削減に資する保冷剤の開発生産を行うこととし、販路開拓に合わせて、設備増強（液体充填包装機）を増やしていく計画であった。</p> <p>しかし、提携企業を通じた大手企業との商談</p>

令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実績報告日：令和5年1月23日、実績報告（令和5年1月11日期限）の遅延 ・ 交付決定額 補助対象事業費 40,496,709円 補助金額10,000,000円 ・ 実績（実行率 34.3%） 13,879,350円 〃 6,939,000円 ・ 理由等：販売低迷から、設備投資を縮小したものの。 <p>当初事業計画では、需要見込みから液体充填包装機3台を導入するとしていたが、受注が低調なことから1台の導入にとどまった。また、実績報告後の検査時においても稼働していなかった。</p> <p>これについては、県担当課から、「本事業は事業者の新たな取組等を支援するものであり、計画段階では、どの事業においてもある程度のリスクはあるものと考えており、本事業は外部審査員の合議を経て事業採択する手続をとっている。結果として、当初の計画から乖離したからといって、補助しないような制度（成功するものだけを支援してリスクを取らないような制度）とすれば新たな県内産業の成長を応援することにはならない。このため、当初の計画どおりとはいかなかつたとしても計画内容のうち達成された部分までを対象として補助を行つたものである。」との説明を受けた。</p> <p>しかしながら、当初から、事業認定に係る審査会の場で、提携企業とされる業者との関係性維持が懸念されるとの意見を表明する委員もいたところであり、その関係性の確認を慎重に行えば、事業計画の見通しも事前に予想ができた可能性もあること、また、一旦交付決定したとしても、補助金等交付規則第12条（補助事業等の変更等）、第13条（遂行等の指示）、第21条第1項第3号（交付決定の取消し等）での対応も考慮されるべきであったとも考えられる。</p> <p>鳥取県産業成長応援条例（令和元年鳥取県条例第4号）第3条第1項第4号には、「対象事業を確實に実施できると認められる者」に事業認定するとされている。十分な見通しがない事業計画を認定し、これに伴う補助金を交付したことは、経済性及び有効性に乏しいものであったと言わざるを得ない。</p> <p>なお、「補助金等交付規則等」では、交付決定に係る補助事業等の内容等を変更しようとする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならぬとあり、また、補助事業等がすべて完了したときには、期日を定め、実績報告の提出を求めた上、これに基づき補助金の額を確定することとしているが、変更申請もされず、実績報告の提出も遅延して</p>	<p>がまとまらなかつたこと、新型コロナウイルス感染症に伴う物流ストップやドライアイスの不足感の解消などの影響により当初見込んだ需要に至らなかつたことから事業計画の一部しか事業実施ができなかつた。</p> <p>本件に類似するような、（大幅な減額を伴う）事業変更については、従来から「重大な計画の変更」に該当しないものとして変更承認を必要としていなかつたことから、計画内容のうち達成された部分をもって事業完了とし、当該部分にかかる補助金を交付した。</p> <p>事業認定時における事業計画の見通しについては、全てを見通すことは難しいが、審査会などにより慎重に審査することを所属内で申し合わせた。</p> <p>今回事案のように、当初の計画どおりいかない場合について、そのことをもって一部実施した事業までを取消しすることは、県内企業の挑戦を応援する本補助金の趣旨や県内企業への影響から妥当ではないものの、大幅な減額を伴い、当初の事業計画と大きく異なる場合には「知事の承認が必要な重大な計画変更」として扱い、今後は適切に運用していくことを所属内で申し合わせた。</p> <p>実績報告の提出遅延については、これまでも補助対象者に補助事業終了後は速やかに実績報告書の提出を求めてきたが、今後、さらに補助金交付要綱に規定する手続きに沿うよう厳格に求めていくことを所属内で申し合わせた。</p> <p>なお、これらの処理方針は、後継制度の産業未来共創補助金においても同様に取り扱うこととする。</p> <p>補助金交付要綱等を再度点検し、改正を行うとともに、令和6年4月の事業説明会において、商工団体や関係者等へ周知を図る。</p> <p>有効活用されないままの機器については、処分も含め対応を検討する。</p>

令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
おり、補助金決定後の進捗管理が十分でなく、補助金に係る事務の適切かつ円滑な執行が図られていないと判断される。	
<p>② 実績報告の提出遅延</p> <p>◇ 株式会社Q【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業期間：令和2年3月27日～令和4年2月10日 ・ 実績報告日：令和4年3月9日実績報告（令和4年2月26日期限）の遅延 <p>「補助金等交付規則等」では、補助事業等がすべて完了したときには、期日を定め、実績報告の提出を求めた上、これに基づき補助金の額が確定し、補助事業者への早期支払いなど補助金に係る事務の適切かつ円滑な執行を図ることとされているが、実績報告の提出の遅延が散見されるところであり、規定に基づく適切な執行を行うべきである。</p>	<p>補助事業終了後は速やかに実績報告書を提出いただくよう補助対象者に対し依頼してきたが、事業者側の事情により結果的に実績報告書の提出が遅延した。</p> <p>これまででも補助対象者に補助事業終了後は速やかに実績報告書の提出を求めてきたが、今後、さらに補助金交付要綱に規定する手続きに沿うよう厳格に求めていくことを所属内で申し合わせた。</p> <p>なお、後継制度の産業未来共創補助金においても同様に取り扱うこととする。</p> <p>産業未来共創間接補助金〈新たな企業価値創造型／生産性向上・新技術導入推進型〉補助事業実施の手引きに明確に記載する。</p> <p>また、年度当初の事業説明会において間接補助事業者（商工団体）への周知を図る。</p>
<p>◇ 株式会社R【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業期間：令和2年3月25日～令和5年3月26日 ・ 実績報告日：令和5年4月19日、実績報告（令和5年4月11日期限）の遅延 <p>上記同様に、実績報告の提出の遅延が散見されるところであり、規定に基づく適切な執行を行うべきである。</p>	<p>補助事業終了後は速やかに実績報告書を提出いただくよう補助対象者に対し依頼してきたが、事業者側の事情により結果的に実績報告書の提出が遅延した。</p> <p>これまででも補助対象者に補助事業終了後は速やかに実績報告書の提出を求めてきたが、今後、さらに補助金交付要綱に規定する手続きに沿うよう厳格に求めていくことを所属内で申し合わせた。</p> <p>なお、後継制度の産業未来共創補助金においても同様に取り扱うこととする。</p> <p>産業未来共創間接補助金〈新たな企業価値創造型／生産性向上・新技術導入推進型〉補助事業実施の手引きに明確に記載する。</p> <p>また、年度当初の事業説明会において間接補助事業者（商工団体）への周知を図る。</p>
<p>◇ 株式会社S【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業期間：令和2年10月16日～令和3年10月21日 ・ 実績報告日：令和4年2月21日、実績報告（令和3年10月31日期限）の遅延 <p>上記同様に、実績報告の提出の遅延が散見されるところであり、規定に基づく適切な執行を行うべきである。</p>	<p>補助事業終了後は速やかに実績報告書を提出いただくよう補助対象者に対し依頼してきたが、事業者側の事情により結果的に実績報告書の提出が遅延した。</p> <p>これまででも補助対象者に補助事業終了後は速やかに実績報告書の提出を求めてきたが、今後、さらに補助金交付要綱に規定する手続きに沿うよう厳格に求めていくことを所属内で申し合わせた。</p> <p>なお、後継制度の産業未来共創補助金においても同様に取り扱うこととする。</p> <p>産業未来共創間接補助金〈新たな企業価値創造型／生産性向上・新技術導入推進型〉補助事業実施の手引きに明確に記載する。</p> <p>また、年度当初の事業説明会において間接補助</p>

令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
	事業者（商工団体）への周知を図る。
<p>◇ 株式会社T【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業期間：令和2年11月3日～令和3年10年14日 ・ 実績報告日：令和3年11月17日、実績報告（令和3年10月30日期限）の遅延 上記同様に、実績報告の提出の遅延が散見されるところであり、規定に基づく適切な執行を行うべきである。 	<p>補助事業終了後は速やかに実績報告書を提出いただくよう補助対象者に対し依頼してきたが、事業者側の事情により結果的に実績報告書の提出が遅延した。</p> <p>これまででも補助対象者に補助事業終了後は速やかに実績報告書の提出を求めてきたが、今後、さらに補助金交付要綱に規定する手続きに沿うよう厳格に求めていくことを所属内で申し合わせた。</p> <p>なお、後継制度の産業未来共創補助金においても同様に取り扱うこととする。</p> <p>産業未来共創間接補助金〈新たな企業価値創造型／生産性向上・新技術導入推進型〉補助事業実施の手引きに明確に記載する。</p> <p>また、年度当初の事業説明会において間接補助事業者（商工団体）への周知を図る。</p>
<p>◇ 株式会社U【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業期間：令和2年12月1日～令和4年11月14日 ・ 実績報告日：令和4年12月14日、実績報告（令和4年11月30日期限）の遅延 上記同様に、実績報告の提出の遅延が散見されるところであり、規定に基づく適切な執行を行うべきである。 	<p>補助事業終了後は速やかに実績報告書を提出いただくよう補助対象者に対し依頼してきたが、事業者側の事情により結果的に実績報告書の提出が遅延した。</p> <p>これまででも補助対象者に補助事業終了後は速やかに実績報告書の提出を求めてきたが、今後、さらに補助金交付要綱に規定する手続きに沿うよう厳格に求めていくことを所属内で申し合わせた。</p> <p>なお、後継制度の産業未来共創補助金においても同様に取り扱うこととする。</p> <p>産業未来共創間接補助金〈新たな企業価値創造型／生産性向上・新技術導入推進型〉補助事業実施の手引きに明確に記載する。</p> <p>また、年度当初の事業説明会において間接補助事業者（商工団体）への周知を図る。</p>
<p>◇ V株式会社【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業期間：令和3年3月23日～令和4年3月23日 ・ 実績報告日：令和4年4月22日、実績報告（令和4年4月8日期限）の遅延 上記同様に、実績報告の提出の遅延が散見されるところであり、規定に基づく適切な執行を行うべきである。 	<p>補助事業終了後は速やかに実績報告書を提出いただくよう補助対象者に対し依頼してきたが、事業者側の事情により結果的に実績報告書の提出が遅延した。</p> <p>これまででも補助対象者に補助事業終了後は速やかに実績報告書の提出を求めてきたが、今後、さらに補助金交付要綱に規定する手続きに沿うよう厳格に求めていくことを所属内で申し合わせた。</p> <p>なお、後継制度の産業未来共創補助金においても同様に取り扱うこととする。</p> <p>産業未来共創間接補助金〈新たな企業価値創造型／生産性向上・新技術導入推進型〉補助事業実施の手引きに明確に記載する。</p> <p>また、年度当初の事業説明会において間接補助事業者（商工団体）への周知を図る。</p>
◇ W組合【意見】	補助事業終了後は速やかに実績報告書を提出い

令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<ul style="list-style-type: none"> 事業期間：令和3年7月1日～令和4年10月31日 実績報告日：令和4年11月15日付実績報告（收受印なし） <p>※ 確定通知書（令和4年12月14日）から遅延と思われる。</p> <p>上記同様に、実績報告の提出の遅延が散見されるとともに、実績報告書への收受印押印もれ等が見られることから、規定に基づく適切な執行を行うべきである。</p>	<p>ただくよう補助対象者に対し依頼してきたが、事業者側の事情により結果的に実績報告書の提出が遅延した。</p> <p>これまでも補助対象者に補助事業終了後は速やかに実績報告書の提出を求めてきたが、今後、さらに補助金交付要綱に規定する手続きに沿うよう厳格に求めていくことを所属内で申し合わせた。</p> <p>なお、後継制度の産業未来共創補助金においても同様に取り扱うこととする。</p> <p>産業未来共創間接補助金〈新たな企業価値創造型／生産性向上・新技術導入推進型〉補助事業実施の手引きに明確に記載する。</p> <p>また、年度当初の事業説明会において間接補助事業者（商工団体）への周知を図る。</p>
<p>《社宅整備費補助事業》</p> <p>ク 不適切な事務処理【意見】</p> <p>X株式会社への「社宅整備費補助事業」において、当初計画では、全戸数（24戸）分の独身寮を整備する予定としていたが、同中古物件購入前の入居者の退去の遅れから、完成した8戸分のみの事業報告書及び交付申請書を交付申請期限（令和4年6月26日）直前の令和4年6月20日に提出した。</p> <p>その後の書類審査の段階で、申請に不備（補助対象経費2割以上の変更の際の知事未承認）が発覚し、下記のとおり補正を行っている。</p> <p>また、申請者は、この指示に基づき、令和4年6月13日付変更申請書を、交付期限を過ぎた令和4年7月6日に提出したが、令和4年6月17日付で遡及して承認されている。</p> <p>通常の事務処理であれば、過去日付での申請の指示や遡及しての承認を行うことはないことから、県民に特定の補助対象事業者に対する優位性を疑われるおそれを与えかねない不適切な事務処理と言わざるを得ず、適切な事務処理に努めるべきである。</p> <p>《事務処理の経緯等》</p> <p>① 整備開始日 平成30年6月6日（事業認定：戸数24、補助対象経費74,592千円、交付予定7,459.2千円）</p> <p>② 整備完了予定日 令和2年7月30日（変更後令和3年12月27日）</p> <p>③ 入居開始予定 平成31年4月1日</p> <p>※ 令和4年5月11日から県と補助事業者の間でやり取りが始まり、6月14日に戸数が8戸に減少することに気づいたが、変更承認の手続を失念していた。</p>	<p>補助金交付要綱上、補助対象経費の2割以上の変更があることから、申請者が変更申請をする必要がある。交付申請書を受理した時点で、補助対象経費の2割以上を減額することが判明したことから、交付決定までの補正期間内に日付を遡って変更承認の手続きを行ったもの。</p> <p>なお、変更申請の日付を遡ってはいるが、県と補助事業者の間では、5月から補助金の事務手続きのやり取りを行っており、補助事業は、認定した事業の範囲内で行われているものであり、事業の目的や事業内容を逸脱したものではなく、適正に実施されている。</p> <p>補助事業の補正を行うため、補助金交付要綱の規定に沿うよう、日付の遡り施行による変更承認の手続きを行ったものであるが、事業者との連絡を一層密にして迅速な調整・事務処理を行うことにより、日付の遡り施行を防止するなど、県民に疑念を与えないよう適切な事務処理に努めて参りたい。</p> <p>担当者が予算要求時期等にあわせ補助金の執行状況等を課内集約しているが、定期的に年4回（7月、10月、12月、3月）実施することとし、補助事業の完了時期もあわせて課内集約・共有することで見える化を図るとともに、45日前までに変更承認の手続きの必要性について確認するなど、事業者との連絡を一層密にして、迅速な調整・事務処理を行うことで、再発防止に努める。</p>

令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>④ 事業報告及び補助金交付申請日 令和4年6月20日 ※ 2割以上の減額変更等につき知事未承認のまま提出 ※ 交付申請期限は、令和4年6月26日 ※ 提出後の審査時に変更承認手続失念に気づき、令和4年7月上旬に、遡及日付での申請手続を指示した。</p> <p>⑤ 事業者は、指示に基づき、令和4年6月13日付で変更申請書を令和4年7月6日に提出(事業認定: 戸数8戸、補助対象経費16,391千円、交付予定1,639.1千円)</p> <p>⑥ 上記⑤に対して、遡及日の令和4年6月17日で承認し、同日付で変更承認通知書を発出</p> <p>⑦ 上記④に対して、令和4年8月4日に補助金の交付決定</p>	

第3 商工労働部立地戦略課

監査結果	講じた措置
<p>2 とっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金（とっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金）</p> <p>ア 事業年度途中で終了した事業者からの補助金の返還【指摘】</p> <p>この事業の目的は「とっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金交付要綱」第2条に「本補助金は、先駆的事業に取り組む企業等の県内への新たな事業所設置等を支援することにより、関係人口及び定住人口の増加につなげるとともに、当該企業等及び事業所を将来の本県産業のけん引役に成長させることを目的とする。」と規定している。</p> <p>オフィス設置支援の概要は、補助期間は最長2年間であり、先駆的事業、機能・業務分散を行おうとする事業者を支援するものである。</p> <p>Y株式会社は、令和3年4月に本社のバックオフィス機能として、皆生温泉でサテライトオフィス事業を開拓するZ施設にオフィス「●●ラボ」を開設、提携する税理士を雇用し、「リモートを活用し顧客の経営課題解決メニューとしてDX導入(デジタル技術解決策)で経営効率化実現や企業の強みを引き出していく新たなサービス」として事業年度2年間で取り組んだが、提携する税理士が事業年度途中である令和4年3月末で事業所を移転することになり、代わりの税理士が確保できなかったことから、一旦、鳥取県内の事業計画を休止させ、税理士の体制が整ったのち、連携を再構築することとし、事業期間及び補助対象経費を変更内容とした変更承認申請書を提出した。県はこの内容を審査し、鳥取</p>	<p>本補助金については、先駆的事業に取り組むY株式会社が、令和3年度に支出を行った事務所賃借費用、複合機・パソコン等機器設備の取得費用などの補助対象経費に支援を行ったものであり、補助事業としては既に終了しており、補助金交付要綱等に基づく補助事業の趣旨に逸脱したものではなく、交付決定の取消及び補助金の返還命令を出すべきであるとは認められない。</p> <p>なお、税理士が確保できないことから、現在事業を休止しているものであり、Y株式会社からは税理士が確保でき体制が整った際には事業を再開する意向を確認している。</p> <p>税理士が確保できないことから、やむを得ず、現在事業を休止しているものであり、税理士が確保でき体制が整った際には事業を再開する意向を確認しているため、事業完了後であるが、引き続き、Y株式会社の事業目的達成に向けた取組を促していく。</p> <p>交付決定に当たっては、必要に応じて、事業計画の内容が補助事業の目的に沿うものであるか、産業支援機関や商工団体等の関係機関や専門家の意見を踏まえて判断する。</p> <p>また、事業実施期間内においては事業者との連携を密にしながら、必要に応じて、産業支援機関や商工団体、教育機関などの関係団体や専門家等とのマッチングを行うなど、補助事業の目的の達成のためには事業者に対する伴走支援を実施していく。</p> <p>使用されないままの機器については、処分も含</p>

令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>県補助金等交付規則第12条第4項において準用される同規則第8条の変更承認通知書を交付している。</p> <p>本件については、事業計画の変更理由が補助金交付先の一方的な都合であること、及び、県担当課からは、事業計画にある要員確保ができないことから事業計画を変更し、現在事業を休止しているもので、必要な要員が確保でき体制が整ったら事業を再開する意向があるとの説明があったものの、具体的な事業再開の見通しも示されず、実質的に事業計画は終了しているものと思われる。</p> <p>については、「とつとり先駆型ラボ誘致・育成補助金（オフィス設置支援）」の上記の趣旨に合致しないこととなることは明らかであり、補助金等交付規則第13条（遂行等の指示）を行った上、これに従わないときは、同規則第21条に基づき、交付決定の取消しをすべきであり、同規則第22条に基づき、すでに令和3年度に交付している1,149,000円の返還命令を出すべきであると思われる。</p>	め対応を検討する。

第4 商工労働部企業支援課

監査結果	講じた措置
<p>1 ポストコロナを見据えた商店街等新展開支援事業 （商店街等新展開支援事業補助金／合同会社甲の企画イベント）</p> <p>ア 中止事業への開催準備費用補助金の形式的な審査【指摘】</p> <p>（概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イベント名「甲フェスタ」（於：鳥取市内海水浴場） ・ 企画内容：ビーチフラッグ、クリーン活動、屋台 ・ 予定日：令和4年8月6日～同月7日（中止） <p>当該企画については、鳥取県版新型コロナウイルス警報の中、主催者側の新型コロナ感染の状況判断により中止されたが、県規定に基づき、開催準備費用に係る補助金として100万円が支払われている。</p> <p>本事業は、実際には会場設営までは行われていないが、コンテナハウス（以下、「コンテナ」という。）及びパレットはイベント開催における会場設営のためのレンタル料として、開催直前の中止に伴い発生が回避できなかった経費として、実績額として報告されている。</p> <p>しかしながら、当初に申請者（合同会社甲）が申請した内容を見ると、発注先（施工業者である株式</p>	<p>本件は、イベント「甲フェスタ」実施の直前に、新型コロナウイルス警報が発令されたこと及び主催者（補助事業者）が新型コロナウイルスに罹患したことからイベント実施が困難となったため、補助事業の中止（廃止）を承認し、補助金交付要綱等に従って、開催準備に要した費用を支出したものである。</p> <p>補助事業者から令和4年8月25日付け中止承認申請書を同月30日に受理し、同日付け中止承認通知書により中止（廃止）後の交付決定額（確定額）を通知して補助金を支出した。</p> <p>担当課では、この一連の手続きにあたり、新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、補助事業者との直接面談を避けて専ら電話等で連絡を取り合い、開催準備に要した費用の支払い事実の確認は、提出された領収書や印刷物等により机上で行ったものである。</p> <p>このため、意思疎通が不十分となり、担当課から補助事業者への補助金制度に関する説明の意図及び補助事業者から担当課への補助事業実施状況の詳細が適切に伝わらず、補助事業者による申請手続き及び担当課による支払証拠書類等審査において錯誤が生じたことが原因である。</p> <p>補助事業者及び発注先（株式会社乙）と直接面談してイベント開催準備の内容を詳しく聴き取ると</p>

令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>会社乙)の令和4年7月30日作成日付の見積書では、工事費合計金額は1,305,700円で、同見積書明細からその内訳は、コンテナ(窓サッシ料、塗装料等を含む。)、電気配線工事及び設置費用外となっており、写真等現況を判断できるものは添付されていないものの、資料を見る限り、申請者(合同会社甲)が、コンテナを購入したもので、一般的には、コンテナは汎用性があることから、イベント開催のために直接要した費用ではなく、補助対象には該当しないものと思われる。</p> <p>これについて、県担当課の説明は、「申請者(合同会社甲)から、株式会社乙へ会場設営等を委託しており、コンテナは、合同会社甲が購入したものではなく、株式会社乙からレンタルされたものであり、コンテナについては今回のイベントを実施するために、株式会社乙が中古コンテナ(2個・重さ7トン程度の大型)を購入し、窓サッシの取り付けや塗装等を行ったもので、その用途としては、ステージ設営、イベント使用機器等の保管、参加者・スタッフの休憩所と確認しております、補助対象外には当たらないと判断した。また、中止承認に伴う審査においては、公募要領において、実績報告書に添付する必要書類に「領収書等支払証拠書類の写し」は定めているが、それ以上は求めていなかったこと、及び、鳥取県版新型コロナ警報が発令された状況であり、対面協議をすることが困難な状況であったことから、メール、電話及び書類により確認を行った。」とのことであった。</p> <p>しかしながら、鳥取県商店街新展開支援事業補助金交付要綱様式第4号(第8条関係)では、実施報告書の提出の中で、添付書類として、「領収書等、実施状況がわかるもの(写真等)、印刷物等の成果品がわかるもの(写し又は写真等)」と記載されていることから見れば、当然提出を求め確實に確認を行うべきであると考える。</p> <p>これに対して、県担当課から、リース元に対して当時のコンテナ写真や活用状況等を追加確認したとして、リース元(施工業者:株式会社乙)は、「リース物件を購入し、窓サッシや塗装のリノベーションを行い、大型コンテナのため自社への運送費も高額になった。当時は、コロナ禍でイベント開催が難しい状況であったため、他のイベント等でのリースも行えず、コンテナは自社事業用倉庫として活用している。」との説明があった。</p> <p>これに関する経緯、及び申請者が実績報告書で提出した補助対象経費の明細等は、下記のとおりであるが、①施工業者(株式会社乙)が提出した見積書を見る限り、工事完了を目的としたものであり、申</p>	<p>ともに、要した費用について株式会社乙から再委託した先との取引関係書類を確認するなど改めて調査を実施した。</p> <p>その結果、イベント開催に向けた様々な準備が進められていたこと、コンテナについては汎用的なものでないことを確認できた。一方で、適切な領収書の添付がない費用2点が判明した。</p> <p>以上より、適切な領収書の添付がない費用2点について補助対象経費として取り扱わないこととし、過払いとなる補助金について返還命令を発することとする。</p> <p>廃止承認申請書や実績報告書の確認等の事務手続きについて、財政課長通知等を遵守して厳格に行うよう所属内で申し合わせた。</p> <p>特に、補助事業の実施内容を正確に把握し、適切な書類の収集により厳格な審査に努めることを確認した。</p>

令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>請者（合同会社甲）がコンテナを特別に発注したもののように思われること。その場合は、コンテナは汎用性があることから、イベント開催のために直接要した費用ではなく、補助対象には該当しないものと思われる。仮に、補助対象とした場合も、交付要綱第10条（財産の処分制限）からその実態の確認とその対応が必要であること。②仮に、レンタル料金とすれば、コンテナのレンタル料金の相場等と比較してかなり高額なものになっていることから、その適否の検討が必要であること。特に、追加確認で説明があったことから判断すれば、リース元のリース物件調達費をそのままリース価格に反映することは通常あり得ず、現在、自社事業用倉庫としていることからしても、適正なリース料金を算出させ、見積書を提出させるべきである。（リース元の事業用倉庫設置費用に補助金が充当されている。）</p> <p>いかにもコロナ禍であろうとも、実績報告書に添付する必要書類として「領収書等支払証拠書類の写し」だけでは現状把握ができるはずもなく、特に事業を中止するような場合には、形式的な確認にとどまらず、実態確認を踏まえた対応が必要であると考える。</p> <p>おって、一部のコロナ禍関連の補助金受給においては不正な受給も報道されるところでもあり、領収書の写しが添付されていれば、形式的な要件を備えているからといって審査を通過させることでは、県民の理解は得られないと思われる。</p> <p>については、実際には会場設営までは行われておらず、使用される予定だったコンテナは、リース元（施工業者：株式会社乙）の管理下にあることから、この調達費用の大部分をレンタル料金として補助金申請することには問題がある。「開催直前の中止に伴い発生が回避できなかった経費」の認定のやり直し、「鳥取県補助金等交付規則第22条（補助金等の返還）」に基づく返還命令など必要な対応をとる必要があると考える。</p> <p>（参考） 鳥取県内のコンテナハウスのレンタル料金の相場等（複数の業者に確認）は、4坪程度（6m×2.4m）のレンタル料金は、月額15,000円～18,000円程度であり、これに係る搬送料金は（近隣であれば）片道9,000円～18,000円程度である。また、通常はレンタルに塗装を施すことはないとのことである。</p> <p>なお、県担当課から、コンテナのレンタル価格は仕様・条件・運搬距離等により異なるところであり、当該企画においては、一般的なコンテナハウスよりも大型のものであったとの説明があったが、通常、</p>	

令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>レンタル料金は、レンタル業者の調達費用をそのまま請求するものではなく、レンタル料金として適正な料金が設定されるものと思われる。</p> <p>※ 鳥取県商店街等新展開支援事業補助金公募要領（抜粋） (補助対象経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 汎用性があり、補助対象事業に専ら使用すると認められないものは対象外です。（例：パソコン、タブレット、スマートフォン、カメラ、車両等） ○ 新型コロナウイルス感染症や自然災害等により事業を中止した場合 ⇒ 交付決定後に、新型ウイルス感染症や自然災害等によりイベント等の事業を中止・延期した場合、開催準備費用（例：広報費、会場の借り上げ料等）は補助対象とする。 <p>なお、開催日直前に政府又は県から中止等の要請があった場合を除き、イベント等開催日の直前に準備可能な経費（例：イベント等に使用する原材料・消耗品に係る経費等）は対象外とします。</p>	
<p>（商店街等新展開支援事業補助金／株式会社乙の企画イベント）</p> <p>イ 中止事業への開催準備費用補助金の形式的な審査【指摘】 （概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イベント名「スポーツ祭」（於：鳥取市内海水浴場） ・ 企画内容：ビーチフラッグ、網引き、砂浜相撲、屋台 ・ 予定日：令和4年8月13日～同月14日（中止） <p>当該企画については、前記アと同時期に同様なイベントが計画（前記「ア」の施工業者が申請者となり、前記「ア」の申請者が業務委託を受注したもの）され、鳥取県版新型コロナウイルス警報の中、主催者側の新型コロナ感染の状況判断により中止したとして、県規定に基づき、開催準備費用に掛かる補助金として100万円が支払われた。</p> <p>申請者（株式会社乙）が実績報告書で提出した補助対象経費の明細は、下記のとおりであり、主に音響機器のレンタル料とチラシ・ポスターの製作費であったが、報告書には請求書及び領収書の写しは添付されておらず、納品時のチラシやポスターの写真ではなく、納品日及びポスターの掲載場所・期間を確認できるものはなかった。</p> <p>また、施工業者（合同会社甲）は、デザインや音響機材を扱う業者ではないと思われることから、実</p>	<p>本件は、イベント「スポーツ祭」実施の直前に、新型コロナウイルス警報が発令されたこと及び主催者（補助事業者）が新型コロナウイルスに罹患したことからイベント実施が困難となったため、補助事業の中止（廃止）を承認し、補助金交付要綱等に従って、開催準備に要した費用を支出したものである。</p> <p>補助事業者から令和4年8月25日付け中止承認申請書を同月30日に受理し、同日付け中止承認通知書により中止（廃止）後の交付決定額（確定額）を通知して補助金を支出した。</p> <p>担当課では、この一連の手続きにあたり、新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、補助事業者との直接面談を避けて専ら電話等で連絡を取り合い、開催準備に要した費用の支払い事実の確認は、提出された領収書や印刷物等により机上で行ったものである。</p> <p>このため、意思疎通が不十分となり、担当課から補助事業者への補助金制度に関する説明の意図及び補助事業者から担当課への補助事業実施状況の詳細が適切に伝わらず、補助事業者による申請手続き及び担当課による支払証拠書類等審査において錯誤が生じたことが原因である。</p> <p>補助事業者及び発注先（合同会社甲）と直接面談してイベント開催準備の内容を詳しく聴き取るとともに、要した費用について合同会社甲から再委託した先との取引関係書類を確認するなど改めて調</p>

令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>際に他の業者から調達をしているのであれば、その領収書等を確認すべきであり、音響機器のレンタル期間は、海で使用するため早めにレンタルし、防塵対策を実施したことであるが、そのことを確認できる具体的な資料も確認すべきである。様式第4号（第8条関係）では、実施報告書の提出を求めており、その中で添付書類として、「領収書等、実施状況がわかるもの（写真等）、印刷物等の成果品がわかるもの（写し又は写真等）」と記載されていることから、当然提出を求め確認を行るべきである。</p> <p>県担当課の説明では、前記アと同様に、中止承認に伴う審査においては、公募要領において、実績報告書に添付する必要書類に「領収書等支払証拠書類の写し」は定めているが、それ以上は求めていなかつこと、及び、鳥取県版新型コロナ警報が発令された状況であり、対面協議をすることが困難な状況であったことから、メール、電話及び書類により確認を行ったとしている。</p> <p>については、事業完了（中止）報告書に添付されていた資料では以上のことが正確に判断することはできないため、形式的な事務処理を行ったことが伺える。</p> <p>また、8月4日に、事業者がイベント中止について事前相談に来た際に、きめ細やかな指導を行った上、厳格な審査をすべきであり、早急に補完確認を行うべきである。</p>	<p>査を実施した。</p> <p>その結果、イベント開催に向けた様々な準備が進められていたことを確認できた。一方で、再委託先への支払の事実が認められない費用2点が判明した。</p> <p>以上より、再委託先への支払の事実が認められない費用2点について補助対象経費として取り扱わないこととし、過払いとなる補助金について返還命令を発することとする。</p> <p>廃止承認申請書や実績報告書の確認等の事務手続きについて、財政課長通知等を遵守して厳格に行いうよう所属内で申し合わせた。</p> <p>特に、補助事業の実施内容を正確に把握し、適切な書類の収取により厳格な審査に努めることを確認した。</p>
<p>（商店街等新展開支援事業補助金）</p> <p>ウ 会計基準に沿わないと思われる事務処理【意見】</p> <p>（算定基準額：1,500,000円、申請額：1,000,000円）</p> <p>当該事業の内容は、テレビの放映料である。交付決定通知は令和4年12月1日で、放映は令和5年1月1日から1月7日の期間に商店街のコマーシャルが流されている。</p> <p>これに係るテレビ局の請求書の日付は、放映初日の令和5年1月1日となっているが、本来であれば、請求書が発行されるのは放映が終了した日（役務の提供が終了した日）以降であり、その後にこれに基づき検収が行われ、支払いが行われるものと思われる。</p> <p>県担当課からの説明は、コマーシャルの収録を終えて請求額が固まったため、事業主体と契約先との通常の商慣習にならって請求書が発行されたものであり、これに対する支払いも令和5年1月19日であることから、手続としては問題ないとのことであるが、県の審査等は書類審査で行われていることから、あくまでも放映が終了（役務の提供が終了）し</p>	<p>本件は、事業完了（令和5年1月7日）より前の令和5年1月1日付けで請求書が発行され、事業（放送）完了後の令和5年1月19日に支払が行われたものである。これは事業主体と契約先との通常の商慣習にならったものであり、事業主体が事業完了を確認した後に支払が行われているため、担当課としても特段問題ない手続と判断して補助金の額の確定を行ったものである。</p> <p>本補助金は令和4年度限りで廃止されたもの。</p> <p>今後、類似する補助金の事務処理においては、同様の事案が生じないよう、丁寧な確認や修正依頼など、補助事業者が適切な事務処理を行うよう指導・助言を行うこととする。</p> <p>適切な対応を行っていくことを所属内で申し合わせた。</p>

令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
た以降に提出させ、確実に検収させるよう指導を行うべきと考える。	
2 戰略的事業承継推進モデル構築事業 (戦略的事業承継推進モデル構築事業) ア 中山間地域の持続に向けた事業承継推進モデル構築事業 (「青年部員対象（253件）」へのアンケート実施事業) ① 重複する対象層へのアンケート実施【意見】 <p>事業承継に係るアンケートを、商工会員(郵送・返信方式：4,163件、事業費1,854,534円)と、青年部員(WE B回答：253件、事業費300,000円)とのそれぞれを対象として実施している。</p> <p>県担当課からは、区分して実施した理由として、「現経営者」と「後継候補者」にそれぞれの考え方を聞くためで、まとめて調査を行うと本音の回答が期待できないとの説明があった。</p> <p>しかしながら、アンケートの狙いは、事業承継のニーズを把握し、今後の個別支援対象者の絞込みに活用することや、第三者承継のニーズの掘り起こしをするものであったはずであり、また、アンケート対象としている青年部員の層は、既に経営者(56.1%)及び将来的な承継候補(34.8%)と約9割が商工会員と重複する層であることから、商工会員向けのアンケートに追加項目を設けることで足りるのではないかと思われる。</p> <p>後継者不在が顕在化する中での関係者への意識付けを踏まえた取組とも思われるが、県費の有効活用の観点からは、今後、同アンケート意見を契機とした関係各所と十分な連携による県の効果的な伴走支援が期待される。</p> <p>(中山間地域の事業承継チーム支援)</p> ② 不明瞭な予算執行【意見】 <p>中山間地事業承継チーム支援事業の人件費として5,300千円が、鳥取県商工会連合会に支払われているが、その支出根拠が不明瞭である。</p> <p>これについて県担当課に確認したところ、当初は、「専門スタッフを配置した事業承継支援推進モデル地域事業」の計画を考えていたが、鳥取県商工会連合会との間でモデル地域の調整ができなかつたこと及び専門スタッフの確保ができなかつたことからこれを断念し、商工会連合会組織で事業に従事する45名(県連本部8名：県連東部15名、中部10名、西部12名)の人件費に充てることとし、既存の交付金の増額分として加算したとの回答があつた。</p> <p>しかしながら、そもそも「中山間地域の事業承継チーム支援」として予算計上されたものであること</p>	<p>事業承継に関する意向調査をするため、鳥取県商工会連合会において、現経営者(被承継者)向けに「商工会員向けアンケート」を、後継候補者(承継者)向けに「青年部向けアンケート」において実施した。調査を行うにあたり、「現経営者」と「後継候補者」に対してまとめて調査を行うと本音の回答が期待できないと判断され、それぞれに対して別々にアンケートを実施することとし、調査票を送付した。</p> <p>本事業で行ったアンケートは、「現経営者」「後継候補者」のそれぞれの考え方を集計し、傾向を探るためのものであり、本アンケートをまとめて行うことになると、両者のうちいずれかが回答したり、同一のアンケート表に両者が混在して回答したりするなど回答する者に混乱が生ずると想定される。事業承継の意識についてより正確な結果を求めるため、今回、アンケートを別々にしたことは適切であったと考える(実際に青年部向けの調査では、まとめて調査したのでは把握できないような回答が得られ、施策に反映させた)が、今後、同様の調査等の実施にあっては、その調査を分離する必要性や合理性を整理するよう努める。</p> <p>適切な対応を行っていくことを所属内で申し合わせた。</p> <p>「中山間地域の持続に向けた事業承継推進モデル事業費」の執行については、当初の計画では、鳥取県商工会連合会に事業承継の専門員を3名配置して、地区ごとで関係機関が連携してpussh型支援を行うものであったが、特定の地域ではなく、県内全域での事業展開を行うことに方針の変更を行った。</p> <p>また、事業実施に先立ち、事業承継に係る「現経営者」「後継候補者」の意識調査を行った上で進めていくことが効果的との判断から、予算を活用して、アンケート調査を追加して行った。</p> <p>専門員が行う業務(アンケートの実施、事後のフォロー)については、商工連及び商工会に属する職員がその役割を担い、最終的に担当者45名の人件費に充当した。</p> <p>当初の計画どおりの人員配置ができず、結果とし</p>

令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>を考えると、通常の支援業務とは別に、その上積みとして事業目的に沿った適切な執行が求められるものと思われる。</p> <p>これに係る事業実績を見ると、アンケートの実施、分析、ヒアリング、事業承継の相談、後継者承継の支援を受けたいとする48事業者の方針協議や体制づくりを行ったとの説明はあったが、アンケート回答者のうち「支援を受けたいとする48事業者」の中から6事業者に対して、1事業者当たりの75分～80分程度のヒアリングを行ったもの以外の実績報告等の取りまとめもないことから、仮に承継支援の支援が行われたとしても、通常（既措置済）の支援業務の範囲内で取り組まれたものと思われる。</p> <p>また、当初予算では、「中山間地域の持続に向けた事業承継推進モデル構築事業費」7,389千円の内、アンケート委託費として3,600千円と中山間地域の事業承継チーム支援として3,789千円が計上されていたが、アンケート委託費が1,511千円減額となつたことから、これを中山間地域の事業承継チーム支援に振り替え、当初予算に1,511千円を上乗せした5,300千円を、通常の支援業務交付金（既措置済）の上積みとして鳥取県商工会連合会へ交付している。</p> <p>この計算根拠としては、職員平均単価の0.1人役を従事者46名分で計算した金額2,577万円を算出し、予算額5,300千円を頭打ちとして、これを支出したとの説明があったが、県民目線で見ると計画と実績の食い違いとしか思えない。</p> <p>結果から見れば、「中山間地域の持続に向けた事業承継推進モデル構築事業」と大々的に言いながら、その実は、アンケート調査の実施と商工会連合会への交付金の増額であると言わざるを得ず、事業計画から見た財務執行の在り方としては改善の必要があると思われる。</p>	<p>て変更をともなう事業実施・予算支出となったものであるが、中山間地域の事業承継の支援事業として当初の目的内容から大きく反れたものではなく、より事業者ニーズを踏まえた取組となったものと考える。</p> <p>今後、同様のケースにおいて、当初の計画より大きく事業内容の変更があるものについては、事前に計画変更の協議を行い、県から承認を受けることとする。</p> <p>適切な対応を行っていくことを所属内で申し合わせるとともに、当初から事業計画及び交付金の用途などが大きく変更されるものについては、重要な変更として取り扱い、事前の申請を行って承認を得る手続きを規定するよう、交付金交付要綱の改正を令和6年5月20日までに行う。</p> <p>また、商工連とも交付金の取扱いについて申し合わせるとともに、交付要綱改正を通知し、適正な運用を図る。</p>
<p>（「起業型」事業支援推進モデル構築事業）</p> <p>イ 効果が低い事業計画への取組【意見】</p> <p>承継の問題については、近年各方面でその必要性が取り上げられ、鳥取県においても、従来から力を注いでいるところである。</p> <p>事業承継への支援体制としては、主に「後継者がないので承継の支援を受けたい」とする事業者側への支援に力が入れられている現状にあり、例えば、中小事業者の多くが加盟する商工団体においては、日頃の事業活動支援等の中で、事業承継の伴走支援を行っており、事業者個々のニーズに応じて、親族内承継から第三者承継へ、商工団体内支援から鳥取県事業承継・引継ぎ支援センター（国委託事</p>	<p>本事業は令和4年度から実施し、すでに1件の事業承継成約事例があるなど、事業者情報をオープンにした事業承継マッチングの可能性を示しているものと考えているが、費用対効果の面で事業効果が低いとの監査意見をいただいたもの。</p> <p>事業者情報をオープンにして事業承継マッチングを進める取組は、まだ全国的にみても先進的な取組となっており、非公開で事業承継を進める一般的な手法とは異なるため、今後へ向けてこの取組を拡大していくには一層の周知努力、各支援機関や金融機関との連携強化が必要である。</p> <p>県内の各支援機関や金融機関と連携を強化し、県内事業者への周知を強化していく。</p>

令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>業)、日本政策金融公庫などと連携した支援が行われている。</p> <p>については、当該事業は、民間企業の「事業承継マッチングサイト」を利用し、事業者情報をオープンにした後継者不在事業者と全国の起業希望者をつなげるという事業（いわゆる「オープンネーム型事業承継マッチング」）であるが、下記のとおりその利用状況は低調である一方で、これに係る民間業者への委託料3,250,500円と高額なものとなっている。</p> <p>利用状況が低調な理由としては、①中小事業者のうち後継不在事業者に第三者承継を希望する者が少なく、希望した事業者があったとしても事業者情報を広くオープンにしたマッチングまで希望する事業者が極めて少ないと、②日頃、伴走支援を行っている商工団体には、既にニーズに応じた支援や連携先が複数あること（関係者からは「事業承継情報の入手先の一つとしては有っても良いが、オープンネームへの事業者の抵抗感は強い。」との声が聞かれた。）、③逆に事業を譲り受けたいとする側の情報が無い（又は少ない）こと、などがあるものと思われる。</p> <p>前向きな新たな取組として評価される面もあるかもしれないが、現状を見る限り、事業者のニーズ等ともかけ離れ、有効性もはつきりと言わざるを得ず、「後継者不在事業者」及び「鳥取県への移住定住者」のそれぞれのニーズに沿った取組が推進されるよう、効果測定を踏まえた見直しが必要と考える。</p>	<p>また、委託事業の内容を精査し、効果的な取組を重点的に実施し、逆に、費用対効果が低いものについては見直しをすすめる。</p> <p>本事業のような、従来にはない新たな手法に挑戦する事業を実施する際には、事業効果を最大化するための周知徹底を行い、適宜、効果検証を加えながら取組をすすめていく。</p>

第5 商工労働部通商物流課

監査結果	講じた措置
<p>2 デジタルグリーン物流推進支援事業 (デジタルグリーンによる物流推進支援事業)</p> <p>ア 効率的でないと思われる補助金の執行【意見】</p> <p>県は、ドローンを活用した物流は、「物流の2024年問題」を解決する有効な手段の一つとして、物流事業者及び荷主企業等が行う物流現場の改善につながる取組に対して、補助金を交付している。</p> <p>この事業では、有限会社丙が行った実証実験（計2回）に対する費用5,718,064円に対して、その2／3（上限額2,000千円）である、2,000千円の交付決定を行い、その実績として報告があった2,922,891円の2／3である1,948,000円の補助金を交付している。</p> <p>この実証実験については、「空の最新技術利活用</p>	<p>「物流の2024年問題」が間近に迫り、物流における人手不足、それを補うためのDX化が有効であることが産業界において叫ばれており、県としてもドローンを活用した物流は、「物流の2024年問題」の解決するまでのひとつの手段として事業者の積極的な取組を支援するため補助金事業を設けた。</p> <p>有限会社丙は、単にドローンの飛行実験を行ったのではなく、医薬品を主としたドローン配達を行う場合の全体の課題等の確認のため実施したのであり、安全性について住民説明会を開催するなど、次世代の物流手段であるドローンについて地域の理解を得るための努力を行っている。本事業は、地元自治体との連携を条件として定めており、有限会社丙も鳥取市と連携して、連携の手順の確認など、実際の災害等が発生し</p>

令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>で地域医療から地域防災を支援する」としたものであり、1回目は、鳥取市内で災害により道路が寸断されたとの想定で緊急医療材料AED（約1.2kg）の搬送を行うという設定で約5km、約10分の飛行試験を実施（實際にはAEDは搬送せず。）、県は、飛行の安全性を確認できたとし、経路を地元自治体との連携により、災害等が発生した際の緊急時においても、迅速な作業ができるとしている。また、2回目は、処方医薬品や食料品の長距離郵送を検証するとし、往復約16.3km、約21分を、往路は、市内病院で診療を受けた後に有限会社丙で調剤しドローンで届ける実証を、復路は、地元手作りピザの宅配を実証した。これを通じて、その課題や採算等を含めた実現性を検証したとして、それぞれドローンを1回飛ばすことに概ね100万円の補助金を交付している。</p> <p>ついては、1回目の実証実験で使用したドローン機体「エアロボスペック」の性能は、既にメーカーが製作段階で保証済みであり、今回搭載した重量及び飛行時間はその範囲内の数値で行われていることから、単に、飛行テストであれば、実証実験を行う必要性はないものと思われる。また、2回目の飛行は、確かにドローンを飛ばして遠隔地である目的地に到達し、目的物を迅速に運び、ラストワンマイル問題に対し、災害等の緊急時で薬を必要とする患者に届けるという実験は有意義と思われるものの、実証実験の目的にある、「採算等を含めた実現性を検証したい」という点にあっては、有限会社丙が、服用薬の配達を行った令和4年4月の配達員実績によると車両等の運搬で行った延べ219件、走行距離は2,087kmと報告されていることから見れば、ドローンで運搬する場合の今後の課題としては、利用頻度とこれに掛かる費用と思われ、地域医療及び防災問題全体や採算性を抜きにした実現性は成り立たないのではないかと思われる。</p> <p>そもそも、有限会社丙の事業計画には、対象地域の自治体における医務・各主管課と緊密に連携を取るとともに、災害時医療支援を想定した物流実証実験を行うとしていたが、県の医療及び防災関係部署の参画は全くない。県は、「物流の2024年問題」を解決することを目的として、ドローン配送を活用することで、脱炭素社会の実現を目指し、将来見込まれるドライバー不足や過疎地域への配送など社会課題の解決も合わせて検証するとしているが、「物流の2024年問題」の解決を図る目的から見れば、現実的な物流改善に直結した取組を行うべきではないかと思われる。</p> <p>単に、ドローンの実証実験が必要ならば、上記以</p>	<p>た際の緊急時においても、迅速な作業ができるることを共有している。</p> <p>これらのことから、単なる飛行実験に留まらず、地域の住民理解、地元自治体との連携、実際のデモ飛行による安全確認、安全な飛行を行う上での誘導電波状況の確認など、ドローン物流をスタートする際の基本的な事柄について、様々な側面について複数確認されており、補助目的であるドローンによる物流面での地域課題の改善に向けた取り組みとして適切なものと考えている。</p> <p>一方で、府内の関係部局との連携については、不十分な点があったものと思われる為、今後、補助事業で実証実験等を対象とする際には、関連する府内部局と事前に情報を共有し、積極的に連携して対応する。</p> <p>当該事業の引継書に補助対象事業の内容により府内関係部局と積極的な連携を行うことを明記する。</p> <p>併せて、所属長及び総括補佐も、所属内の他の事業も含め関連部局との連携を心がけるよう引継ぎを行う。</p>

令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>外にも県の支援取組として、例えば、令和4年10月に「循環経済モデル構築支援補助事業」における他社が行った、“ドローンによる海岸漂流ごみの回収等事業”や、生活環境部での砂丘での観光客等の確認、県土整備部での“工事完了確認などのインフラ点検のため”などにもドローンを利活用されているところであり、災害時医療支援を想定したものならば、これを担当する部署も参画してしかるべきである。</p> <p>少なくとも、1回目のドローンの飛行実証実験は不要と思われるし、複合的要素で実証実験を支援するのであれば、関係部署も参画すべきであると思われる。限りある財源があるので、目的に沿った有効活用を行うべきではないかと思われる。</p>	
<p>(デジタルグリーン物流推進勉強会)</p> <p>イ 収入印紙の貼付漏れ【指摘】</p> <p>前述(第3章1-1-(4)-ウ)でも述べたが、県は、令和4年10月20日に「鳥取県内運送事業者の効率化・デジタル化に向けた勉強会関連業務委託契約書」を事業者と締結し、これに係る契約書(請書)には印紙が貼付されていたが、これを減額変更し、令和5年1月25日付で作成した「変更請書」には、印紙の貼付がない。</p> <p>印紙税基本通達別表第2「重要な事項の一覧表」によれば、請負の内容や請負金額は重要な事項変更になると示されているところ、課税文書になると思われる。</p>	<p>所属において、減額変更の場合の請書に印紙が必要と認識していなかったため。</p> <p>監査指摘のあった請書に印紙を貼り付けとともに他事業により締結した契約書について点検を行い、印紙の貼り付け及び消印の漏れがないことを確認する。</p> <p>契約書に印紙の貼付が必要なケースを整理した資料を作成。契約書を含む文書を施行確認するにあたり、担当と文書管理主任が、印紙貼付の要・不要をダブルチェックすることとする。</p>
<p>3 物価高騰を乗り越える物流効率化対策事業 (物価高騰を乗り越える物流効率化対策事業)</p> <p>ア 補助対象事業費の見積り方法【意見】</p> <p>丁株式会社は、移動ラック新設工事について、県外の戊株式会社に発注しており、1者での見積りとなっている。</p> <p>前述(第3章第1-1-(4)-ア)で述べたとおり、補助対象事業費自体が、補助金の算定金額の基となっていることを鑑みると、競争原理に基づいた経済的かつ合理的な金額に対し、補助金として財務執行されるよう、県の会計規則等に準じた複数見積り等の指導を徹底すべきである。</p> <p>なお、戊株式会社はフォークリフト等の車両機械等の販売を行っている事業者であり、「移動ラック新設工事」は、その下請け先(己株式会社)が全てを請け負っているが、仮に複数見積りを徴した場合、直接に下請け先である己株式会社が受注する可能性も含め、安価で契約する場合もあったのではないかと思われる。</p>	<p>要綱では交付申請時に見積書等積算根拠の分かかる書類の提出を求めるのみで、相見積り等を必須としておらず、競争原理が働く運用となるよう努める旨の財政課長通知も発出前であったことから、1社からの見積書提出で事務処理を進めていた。</p> <p>また県外発注を行う場合については理由書の提出を求めており、本当に県内発注ができないかどうかの調査は行っておらず、書類の形式審査のみ行っている。</p> <p>財政課長通知に基づき、県の会計規則等を参考に競争原理が働く運用となるよう、令和6年度の同様な補助金には要領等にその旨記載する。一方で発注内容の特殊性や商慣行などの企業側の事情にも留意して運用していく。</p> <p>県外発注については、形式審査に留まらず申請者に対し口頭でも確認を行うなど、厳格に確認していくものとする。</p> <p>補助事業の対象経費における複数見積りの徵取について令和6年度の補助金交付要綱に所要の記</p>

令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>また、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）では、県内事業者への発注に努めなければならぬとある。同条例の第9条には、「知事等は、工事及び委託事業の調達に当たっては、自らの予算執行が県民生活の安泰及び向上に資するのみならず、県内の経済及び産業の育成に与える影響が大きいことに鑑み、過度な財政負担とならない範囲内において県内事業者又はそれらが参加する事業体が入札に参加しやすい環境を整備し、並びに県内の人材及び物品等を積極的に活用し、又は使用するよう配慮するもの」とあり、県内事業者を利用すべきである。</p> <p>申請者が提出した、県外発注理由書に「同様の設備を提供する県内企業がないため」とあるのみで、形式的な審査に留まっているが、戊株式会社には米子支店があり、少なくとも、同社米子支店と契約すれば、鳥取県産業振興条例の基本理念を事業者も認識し、県としてもその理念を浸透させる絶好の機会でもあったように思われる。</p>	<p>載し運用するとともに、県外発注についても厳格に確認を行う。</p>
<p>イ 補助対象事業費の見積り方法【意見】</p> <p>庚株式会社は、勤怠システムの連携（●●製）を、県外（松江市）の辛有限会社に発注しており、1者での見積りとなっている。</p> <p>前記アと同様に、補助対象事業費自体が、補助金の算定金額の基となっていることを鑑みると、競争原理に基づいた経済的かつ合理的な金額に対し、補助金として財務執行されるよう、県の会計規則等に準じた複数見積り等の指導を徹底すべきである。</p> <p>また、県外発注理由書には、単に「メーカー指定」としているが、このメーカーの取扱い販売店は鳥取県内にもあるところであり、鳥取県産業振興条例の趣旨からいえば、鳥取県内の販売店を利用せざるべきと思われる。</p>	<p>要綱では交付申請時に見積書等積算根拠の分かる書類の提出を求めるのみで、相見積り等を必須としておらず、競争原理が働く運用となるよう努める旨の財政課長通知も発出前であったことから、1社からの見積書提出で事務処理を進めていた。</p> <p>また県外発注を行う場合については理由書の提出を求めており、本当に県内発注ができるかどうかの調査は行っておらず、書類の形式審査のみ行っている。</p> <p>財政課長通知に基づき、県の会計規則等を参考に競争原理が働く運用となるよう、令和6年度の同様な補助金には要領等にその旨記載する。一方で発注内容の特殊性や商慣行などの企業側の事情にも留意して運用していく。</p> <p>県外発注については、形式審査に留まらず申請者に対し口頭でも確認を行うなど、厳格に確認していくものとする。</p> <p>補助事業の対象経費における複数見積りの徵取について令和6年度の補助金交付要綱に所要の記載し運用するとともに、県外発注についても厳格に確認を行う。</p>
<p>4 ハイブリッド型海外需要獲得強化事業 (海外市場オンラインビジネス視察事業)</p> <p>ア 準備不足により成約に至らなかった事業【意見】</p> <p>県は、国際BCに委託し、オンライン海外市場視察「ベトナム編」及び「米国編」に取り組んでいるが、この内、「米国編」（決算額：「海外市場オン</p>	<p>本事業は、円安や米中貿易デカップリング等さまざまな国際経済変動下においても、県内企業が外需獲得やサプライチェーンの最適化に取り組めるよう、県がオンラインとリアルの手法を効果的に組み合わせたハイブリッド型で支援したもの。</p> <p>今回、オンライン視察や商談会を実施した米国市場は、世界最大の市場であるが、本県や県内企業</p>

令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>「ラインビジネス視察事業」及び「ハイブリッドマッチング事業」を含め815千円)については、同オンラインビジネス視察事業への参加数は16事業者であり、その後のWEB商談会へ参加する県内参加企業5社、現地商談バイヤー3社と少なく、結果として、成約件数0となっている。参加企業の反応としても、新たな輸出先として期待している一方で説明も分かり辛く商談会とは思えなかったとする意見があった。</p> <p>また、実施におけるバイヤー選定については、県担当課の主導により、委託先である国際BCが、随意契約で株式会社●に業務委託しており、責任の所在も不明確である。</p> <p>なお、委託先国際BCからの実績報告書でも、「アメリカ向けのWEB商談会は時差の問題もあり、日程調整も難しく、・・・現地のバイヤーとの商談会よりも、国内輸出商社との商談の方が現実的である。現地のバイヤーとの直接商談会を行うのであれば、バイヤー招聘の方が取引に繋がる可能性が高いように思えた。」と総括されており、計画段階での状況把握の甘さや調整・準備等が不十分であったことは否めないと思われる。</p> <p>については、意欲ある県内事業者からの期待に応えられるよう、しっかりととした事業の実施と、無駄のない有効な予算執行を行っていただきたい。</p>	<p>が十分に需要獲得に取り組んでこられなかった市場。</p> <p>取引経験や交渉ノウハウ、現地のコネクションが乏しい中、オンラインを活用し、試行錯誤しながら初めて取り組んだのが今回の事業。</p> <p>オンライン視察は、県内企業の関心も高く16事業者が参加したが、オンライン商談は、米国バイヤー側の「買い手市場」の状況であり、バイヤー側の厳しい条件設定(すぐに輸出可能な商材(FDA登録済の商材)に限る)等により県内企業の参加が5社のみとなった。</p> <p>なお、本事業の中で米国と併せて実施したベトナム市場に向けたビジネスマッチングにおいては、12件の商談を行い、3件が成約、5件が引き続き商談中である。また、当該商談をきっかけに本県の食品に興味を持ったバイヤーを令和5年度に招へい、商談につなげる等の成果が出ている。</p> <p>今回の事業により、米国バイヤーとの直接のビジネスマッチングは非常にハードルが高い、という知見を得た。円安傾向の為替市場が継続する中、県内企業にとって、米国は開拓していくべき市場であるため、令和5年度は、海外で活動する日本企業等との関係構築に取り組み、米国市場に向けて一定のネットワークを形成できたところ。今後は、こうしたネットワークを活用し、米国市場の開拓に取り組んで行く。</p> <p>令和4年度実施事業で得た知見を踏まえ、新たなアプローチで海外市場の開拓に取り組む。</p>
<p>(ライブコマース事業 (WEB販売事業) イ 事前調査等が不十分だったと思われる事業【意見】</p> <p>ライブコマース事業(WEB販売事業)としては、海外へのテスト販売や市場調査を実施するとして、①ライブコマース(インターネット上の動画配信による商品紹介と販売)や、②越境EC(インターネットを活用した日本国内から海外に向けた電子商取引)に取り組んでおり、ライブコマースでは、英語圏及びスペイン語圏向けの動画作成等として2,942,500円、越境ECでは、中国市場向けに、中国人インフルエンサーによるライブ配信を県アンテナショップから行ったとして660,000円が予算執行されている。</p> <p>この内、ライブコマースについては、令和4年12月から令和5年2月までの約1か月半に、12社が参加し、延べ1万4千弱のアクセスがあり、7万4千回余りの動画再生が確認されており、結果として、108点、266,288円の販売があった。その他、アンケ</p>	<p>減少した動画制作費の増額及びWEB広告費用の増額やアンケート謝礼費用の単価を増額させたのは、受注者と協議を行い、より効果的・機動的に事業を実施するためである。もとより広告については、SNSの各媒体の効果を見ながら、適宜対応していくこととしていたものであり、予算消化のための変更ではない。</p> <p>本事業において、欧米地域から、本県の工芸品への関心が非常に高いことを把握できたため、令和5年度は欧州向けに、オンラインと現地展示会等を組み合わせ、本県の工芸品プロモーションを実施。欧州(仏・ベルギー・フィンランド)の工芸品関係者が、本県の工芸品に強い関心を抱き来県、県内工芸品事業者とのビジネス交流を行う等、成果につながっている。</p> <p>令和4年度実施事業で得た知見を踏まえ、新たなアプローチで海外市場の開拓に取り組む。</p>

令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>ートも回収され、各参加業者にフィードバックされており、一定の成果はあったものと思われる。</p> <p>なお、「英語圏/スペイン語圏市場」費用として予算執行されている「商材PR用動画作成1,200,000円(税抜き)、商材PR用ページ作成50,000円(税抜き)、プロモーション費用等1,150,000円(税抜き)、アンケート費用等275,000円(税抜き)」の予算額と実績額の内訳を見ると、次表のとおりであり、参加事業者が予定された20業者から12業者と少なかつたことから、これにより減少した動画制作を、動画制作費の増額及びWEB広告費用の増額やアンケート謝礼費用の単価を増額しているが、その根拠と効果測定が不足しているように思われる。</p> <p>単に予算消化とならないよう、適正な予算執行をお願いしたい。</p> <p>また、越境ECについては、中国SNSで130万人以上のフォロワーを持つインフルエンサーが、中国を中心に11億人が利用するSNS「We Chat」のライブ配信機能を利用して、ライブ配信を行い、商品を紹介しながら実売したとしているが、結果としては、視聴者543人、購入者4名、決済商品数6件(14個)、売上金額41,360円と、低調なものとなっている。</p> <p>これについて、県は、鳥取産品への関心・評価が高いことが中国消費者の生の声として確認ができ、鳥取産品の需要があることが分かった、外国人バイヤーへのPRができたなどと前向きな意見を評価しているが、上記ア(オンライン海外市場視察「米国編」)と同様に、相手国の特殊性や取組の実例などを十分に把握され、意欲ある県内事業者からの期待に応えられるよう、しっかりと事業の実施と、無駄のない効果的な予算執行を行っていただきたい。</p>	
<p>(バーチャル鳥取県ショールームの開設)</p> <p>ウ 利活用が不足していると思われる事業【意見】</p> <p>世界に向けて県商品を魅せるとして、商材情報等を紹介するオンラインショールームを開設し、県内企業28社の65アイテムバーチャルで海外バイヤーに商品を紹介しており、これに係る費用として、システム構築、同改修費等として2,539,950円が予算執行されている。</p> <p>同ショールームは、国際BCが支援し、県内事業者と海外バイヤーとの商談に際して、予めこのショールームを案内しており、これによって成約に結びついているとの説明を受けたが、有効サイトへのリンク貼り付けもないこと、監査においても具体的なアクセス数等の説明がないことなどから、積極的な</p>	<p>本事業は、海外バイヤーに向けて県内企業の会社情報や商材情報をPRするため整備したものである。</p> <p>オンライン面談の際、事前に商材情報等を把握してもらった上で面談に臨むことは効率的で有効であるため、そのような活用を行っているところ。</p> <p>令和5年度は、本事業の委託先であった(公財)鳥取県産業振興機構が、独自に掲載企業を増やす(令和5年度追加20社)等、内容を増強・更新して、一層の活用を行っている。</p> <p>引き続き、本事業で整備したバーチャルショールームを有効なツールとして活用し、海外とのビジネスマッチングに取り組む。</p>

令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果	講じた措置
<p>利用状況ではなく、利活用も一定数に限られるものと思われる。</p> <p>また、上記予算執行の内、869千円は、後述する「ハイブリッド型マッチング商談会事業」が、新型コロナウイルス感染拡大の影響で現地WE B商談が実施できなかったことに伴い、当初予算を流用しシステム改修に充てられており、同ショールーム内でのライブイベントの実施や海外バイヤーなど同ショールームへの来場者と参加事業者間で双方向のやり取りができるようシステム改修を図ったものであるが、これを含めて利用状況等の十分な分析・評価が行われていない状況にある。</p> <p>今後、十分な効果測定を行い、意欲ある県内事業者からの期待に応えられるよう、しっかりと事業の実施と、無駄のない効果的な予算執行を行っていただきたい。</p>	
<p>(ハイブリッド型マッチング商談会)</p> <p>エ 十分な分析・評価が求められる事業【意見】</p> <p>コロナ禍でオンラインの利用が広まる中、他に先んじて外需を獲得していくためには、オンライン商談とリアル商談の利点を組み合わせたハイブリッド型の展開が有効であるとして計画されたが、コロナの感染拡大により県内事業者の海外渡航が困難となつたため、オンライン商談のみが実施された。</p> <p>結果として、オンライン商談のみになつたことから、ベトナムは、6業者（延べ12商談）のうち、成立2業者（延べ3商談）、米国は、5業者（延べ10商談）で全て不成立と一定の成果に留まっている。</p> <p>なお、前記ア（海外市場オンラインビジネス視察事業）のとおり、「米国編」（決算額：「海外市場オンラインビジネス視察事業」及び「ハイブリッドマッチング事業」を含め815千円）については、計画段階での状況把握の甘さや調整・準備等が不十分であったことは否めない。</p> <p>おって、令和4年度のオンライン商談会の公表実績は96件（43社）、成約額は174,342千円（令和3年度：78件（38社）、成約額183,000千円）と、堅調のように見えるが、このうち、輸出先行事業者1社の占める割合が大きくこれを除くと、令和4年度の成約実績は64,671千円（令和3年度は85,781千円）と大きく低下している。</p> <p>コロナ禍の中にあって、不測の事態が発生したものとは思われるが、長く続くコロナ禍で苦しむ県内事業者にとって、県への期待は大きく、今後とも信頼される地方行政団体として、十分な状況把握を行っていただき、その期待に応えていただきたい。</p>	<p>ハイブリッド型ビジネスマッチングによる商談成約実績は、令和2年度：成約38件、約0.5億円、令和3年度：成約78件、約1.8億円、令和4年度：成約96件、約1.7億円、令和5年度：成約51件、1.7億円（12末時点）と、堅調に推移している。</p> <p>年度により、1件の成約金額が大きいものも含まれている場合もあるが、ビジネスマッチングには一定の時間が係るものであり、商談の後、翌年度になって成約に至ることも多々ある。</p> <p>引き続き、オンライン・リアルを組み合わせて、海外との商談機会を設け、企業の課題解決に個別具体に対応しながら、伴走型で企業の海外展開を支援し、併せて成果の聞き取り・把握に努める。</p> <p>引き続き伴走型で海外展開を支援しつつ、成果を把握していく。</p>